

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十五号

昭和四十八年五月三十日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 羽田野忠文君

理事 板川 正吾君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 木部 佳昭君

理事 笹山茂太郎君

理事 西村 直己君

理事 加藤 清政君

理事 竹村 幸雄君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江巳記夫君

理事 宮田 早苗君

出席國務大臣

(國務大臣)

(経済企画庁長官)

出席政府委員

経済企画政務次官

経済企画庁長官

計画局長

科学技術庁計画局長

委員外の出席者

経済企画庁長官

官房参事官

商工委員会調査室長

喜多村治雄君

藤沼 六郎君

五月二十一日

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令

第一類第九号

商工委員会議録第二十五号

昭和四十八年五月三十日

の規定による機械の登録の特例等に関する法律案(稻村佐四郎君外四名提出、衆法第三七号)同月十六日

奄美大島枝手久島に石油企業誘致反対に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第四三三二二号)

小企業経営改善資金の融資制度創設に関する請願(沖本泰幸君紹介)(第四四四五号)

同(北側義一君紹介)(第四四四六号)

中小小売商店の営業保護に関する請願(北側義一君紹介)(第四四四七号)

中小小売商店の営業振興に関する請願(北側義一君紹介)(第四四四八号)

中小小売商店の営業振興に関する請願(竹入義勝君紹介)(第四四四九号)

中小小売商店の営業振興に関する請願(竹入義勝君紹介)(第四四五〇号)

同月十七日

中小小売商店の営業保護に関する請願(田中美智子君紹介)(第四五六四号)

同(板川正吾君紹介)(第四六九一号)

中小小売商店の営業振興に関する請願(梅田勝君紹介)(第四五六五号)

同月二十一日

中小小売商店の営業振興に関する請願(中村重光君紹介)(第四八二三号)

同(梅田勝君紹介)(第四九五七号)

中小小売商店の営業保護に関する請願外一件(中村重光君紹介)(第四八二四号)

同(三浦久君紹介)(第四九五六号)

中小小売商店の営業安定に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四九三三三号)

中小小売商店の営業と生活擁護に関する請願(多田光雄君紹介)(第四九五四号)

同月二十四日

医薬品メーカーの返品処理基準撤廃に関する請願(神崎敏雄君紹介)(第五〇〇二二号)

中小小売商店の営業と生活擁護に関する請願(石母田達君紹介)(第五二五一号)

は本委員会に付託された。

五月二十八日

円の変動相場制等に伴う中小企業対策に関する陳情書外一件(愛知県議会議員神田敏一外一名)(第四三三二二号)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案等の成立促進に関する陳情書(大阪府東区本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯勇)(第四三三三三号)

中小小売商店の営業の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案の成立促進に関する陳情書(大阪府東区本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯勇)(第四三四四号)

四国電力株式会社電気料金改定に関する陳情書外一件(高知県議会議員市原芳郎外一名)(第四三五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

総合研究開発機構法案(内閣提出第五七号)

○浦野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、総合研究開発機構法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 総合研究開発機構法案について若干質疑をいたしたいと思います。

企画庁長官にお伺いしますが、政府はあらゆる機会に従来の資源浪費型産業から知識集約型産業に構造を変えていく、こういう方針を立てられておるのであります。この知識集約型産業への水先案内という意味で、このシンクタンクという、この総合研究開発機構を含めた一般のシンクタンクの果たす役割は非常に重要だと思っておりますが、そういう考え方を肯定されておるかどうか、伺いたいと思っております。

○小坂國務大臣 板川委員御指摘のように、わが国の置かれておる自然環境というものは天然資源が乏しいわけでございまして、そういう状況にまわって、海外から資源を求めてこれに付加価値をつけて輸出するという形は、日本の経済規模が大きくなるに従ってだんだんむずかしい問題を抱えていくわけでございまして、その意味において知識集約型を考えた方が、それにはやはりできるだけばらばらな形でなくて国の英知を集めての研究機構が必要というふうな考え方を持っておるわけでございまして。その意味では、板川委員の御指摘のような考えを私も持っておりますのでございまして。

○板川委員 そういう意味で、日本の経済機構というものを従来の資源多消費型ですが、浪費型というのですか、まあ多少そういう実態はありますが、しかし資源多消費型というのを知識集約型の方向に変えていくという意味でこのシンクタンクの果たす機能というのは非常に大きいと思っております。

○板川委員 総合研究開発機構法案について若干質疑をいたしたいと思います。

企画庁長官にお伺いしますが、政府はあらゆる機会に従来の資源浪費型産業から知識集約型産業に構造を変えていく、こういう方針を立てられておるのであります。この知識集約型産業への水先案内という意味で、このシンクタンクという、この総合研究開発機構を含めた一般のシンクタンクの果たす役割は非常に重要だと思っておりますが、そういう考え方を肯定されておるかどうか、伺いたいと思っております。

○小坂國務大臣 板川委員御指摘のように、わが国の置かれておる自然環境というものは天然資源が乏しいわけでございまして、そういう状況にまわって、海外から資源を求めてこれに付加価値をつけて輸出するという形は、日本の経済規模が大きくなるに従ってだんだんむずかしい問題を抱えていくわけでございまして、その意味において知識集約型を考えた方が、それにはやはりできるだけばらばらな形でなくて国の英知を集めての研究機構が必要というふうな考え方を持っておるわけでございまして。その意味では、板川委員の御指摘のような考えを私も持っておりますのでございまして。

○板川委員 そういう意味で、日本の経済機構というものを従来の資源多消費型ですが、浪費型というのですか、まあ多少そういう実態はありますが、しかし資源多消費型というのを知識集約型の方向に変えていくという意味でこのシンクタンクの果たす機能というのは非常に大きいと思っております。

そこで伺いたいのですが、この総合研究開発機構というのは、民間のシンクタンクとの関係は一体どういうふうにお考えなのでしょうか。これは民間の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

の知識をここで集約する機構と思いますが、民間

のシンクタンクとの関係を伺いたいと思います。

○小坂国務大臣 御承知のように、今日幾つかのシンクタンクがあるわけでございます。ここで十ばかり拾ってみますと、たとえば野村総合研究所、三菱総合研究所、政策科学研究所、未来工学研究所、国際開発センター、日本経済研究センター、三井情報開発、日本リサーチセンター、日本工業立地センター、運輸経済研究センターなどあげられるわけでございますが、これらの機構はこれらの機構として大いに努力をいただいて、政府としては、できるだけこういふ機構を助成するよう考えていきたいと思っております。

しかし、この法律によって御審議をいただいておきますように、やはりそうしたものの中心で中心的な機構として政府が研究開発機構を総合的に持つ、総合的なものを持つということが必要であると考へておりますので、先ほどのおこしにありましたような水先案内的な、推進力的なものにしてこれを考えていきたい、こう思っております次第でございます。

○板川委員 もしそういう機構をこれが果たそうとするならば、この法案には、実は幾多の欠陥といたしまして、不足のものがあるだろうと私は思います。

たとえば、この法案全体の中に、民営のシンクタンクとの関係あるいは民営のシンクタンクをどういうふうに関係するか、あるいは指導するかどうか、この結びつきはほとんど触れてない。本来なら、この法律の機構というのは、たとえばシンクタンク一般のことを第一章から第一章でうたい、そして第二章で総合開発機構というものをうたい、この総合開発機構というのは、最近な例で言うならば、いわば連合会的な組織であると思えます。ところが、単位組合というものはこの条文の中に全然触れられていないで、連合会だけここのところ、こういう感じがして、この総合研究開発機構というものがどうやって総合するのかというところがどうも抽象的で、われわれこの法案上からはわかりにくい感じがします。民間のシンク

タンクあるいはシンクタンク一般についての規定があり、そしてその規定と有機的関係を持った総合的な研究開発をするという、第二章で連合会的な機能を果たすという意味の規定があったほうがいいのじゃないだろうか、こう考えますが、なぜいわば連合会的な総合シンクタンク、総合研究開発機構だけこの法律でうたったのか、そういう点がどうも不十分な感じがいたしますけれども、いかがでしょう。

○小坂国務大臣 事務的に多少補足してもらいたいと思っておりますが、根本的なわれわれの考えを申し上げますと、まず政府としてこの総合的な研究開発に関する知能を一堂に集めるといふことが必要であると思っております。

それに加えて、民間の活発な創意工夫を集めて一体として研究開発をやってまいりたい、こう思っておりますので、これが政府出資と民間出資とを合わせたという形になってあらわれておる次第でございますが、一方、既存のものにつきましては、これをそこへ無理やり吸収するということのような、たとえば今度の総合開発機構が連合体的な中心本部のようなことになりまして、他のものを全部その傘下に入れるという形ではなくて、既存のものはそれぞれの性格がございまして、それぞれの性格に従って、それぞれの責任において研究開発を進めてもらおう、しかし、一方、国としては、これが最も権威のあるものであると考へるといふものをつくってまいらう、こういうふうな構想であるわけでございます。

○板川委員 私の質問は、民間のものをこの機構の傘下におさめるという意味じゃないのです。お互いに知識を分かち合い、知識を集約する面において有機的な機能を果たすという意味で、民間との関連性というのを法文の上で明白にしておいたほうがいいだろう、そういう気持ちで言ったのであって、すべてこの機能の傘下に単一的な結合をはかれない意味ではないのです。私は、そういうこの法律の欠陥があるのじゃないだろうかと思

そこで、次に伺いますが、総合研究開発機構というのを一応シンクタンクと言いましよう。このシンクタンクというのは、いわばアメリカにおいては発達した組織機能です。アメリカにおいては、シンクタンクが何十も何百もありました。そういうのを見ましても、大体が政府、特に空軍、海軍あるいは陸軍といましようか、軍関係のいろいろの注文を受けて開発をしてきた、その中でアメリカのシンクタンクというのは発展してきた、アメリカのシンクタンクの歴史を見ますと、こういう実績があります。この総合シンクタンクは、日本の平和憲法というたてまえからいって、そういう軍事的な機能は果たさなないと思ひますが、この点についての大臣の見解を伺っておきたい。

○小坂国務大臣 そのとおりと考えております。われわれは、もう全く軍事的な研究等についてこの機構が触れるということは考へておらないわけでございます。

○板川委員 それであるならば、原子力基本法の第一条の目的にありますが、平和的、民主的、公開の原則というのを第一条にうたうべきじゃないだろうか、誤解のないようにそういうことを明白にうたうべきじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○小坂国務大臣 この点につきましては、過般もお答え申し上げたのでございますけれども、この第一条の目的という項目に掲げておりますように、あくまでも国民の福祉に寄与するという点が強調されておるのでございまして、ただいまのようなお気持ちは十分われわれの考へておるところでございますが、この御審議の経過にかんがみまして、そういうほうがより明確であるという御主張がこの委員会の大勢であるならば、これはもとよりわれわれの考へと違うことを言われるわけではございませんので、十分考慮することにしたいと思います。

○板川委員 わかりました。次に、これを運用する場合のその地域の大学の研究室、いわばアカデミックな研究開発をしておる大学のものもその研究室と、この総合シンクタンクとの有機的な結合というのをどういふふうに考へておられますか。

○宮崎(仁)政府委員 御承知のとおり、このいわゆるシンクタンクで取り上げます項目につきましては、具体的なプロジェクトを進めるということになりますと、必要な研究者というのは大学の研究室におることが多いわけでございます。したがって、こういう機構をつくり、あるいは民間の機関でもそうでございますが、大学の研究者の方々、先生方にとりうな形で御協力をいただくかということが一番大事になるわけでござい

このシンクタンクとしては、前回も御説明申し上げましたように、それぞれのプロジェクトごとにプロジェクトリーダーのもとに自由な形で御参加を願うという形で考へておりますので、それぞれの地元の大学の先生方なども当然これに入っていくべくございまして、こういういわば自由の形で参加というのが従来はなかなかやりにくかったという経緯もございまして、法文の中でも若干の手当てをいたしておりますが、さらに運営上そういう点については努力をしてみたいなればならぬ、こう思っております次第でございます。

○板川委員 結局アメリカなりのシンクタンクの実例等を考へるわけでありまして、第三条では機構は、一を限り、設立される、こう規定いたしております。「二を限り」というのは東京に一つというところではないだろう。機構は一つでも、いわば分所といたしまして支店的なものを、たとえば大阪地方あるいは名古屋地方、将来できれば東北なりあるいは九州なり、こういういわば総合的な大学が集中しておるようなところに将来分所的なものでもつくらないと、東北や関西のこういう大学の人がどうしてもこの研究室に距離的に時間的に参加できなくて、日本人の知能が集中しないという憂いがあります。そこで、この機構は一つに限るといいますが、こういう地方に将来分所的なものを置く構想があるかどうか、伺っております。

やってまいるわけでございますから、その出資につきましても少なくとも半分ぐらゐは民間に期待

ねて、初め意図したところと変わった結論に運営上もなってきたおるんだというようなこともい

りした金額的想定までではなくておりませんけれども、御承知のとおり、国の調査費におきまして

てはどうせ返ってきつこないのだから、帳簿上
ういう債権が残っておるよりも、損金で落とせ

寄付のほうがすっきりしていいじゃないか、こういうことにもなるかと思いますが、これに対する処置といえますか対策といえますか、それはどうお考えになっておりますか。

○宮崎(仁)政府委員 確かに御指摘のような議論もございましたが、この数年間における経済社会情勢の急激な変化に伴いまして、企業においても、社会的な責任というような問題が非常に大きくなり、こういったシンクタンクのような構想に対して民間独自でやろうかというようなこともいろいろいわれておるわけでございまして、したがって、私も私どもは出資という形で民間に御参加を願える点が相当ある、こう判断をして出資を一応中心にして考えることにしたわけでございます。

ただ、税法上の問題等からいいますと、寄付という点のほうは有利であるというところは御指摘のとおりでございます。一部そういった寄付の形に変わることもあり得ると思っております。この点につきましては、税務当局のほうとも相談をいたしております。この法律ができましたならば、そういった指定寄付等の手続もしていただく、こう思っております。

○板川委員 わかりました。

○第十号関係ですが、発起人を十五人以上必要とする、こうあります。この発起人は十五人以上のぐらゐを考へておられるのか。また、発起人が当然これは役員に将来なつてくると思ひますが、研究評議員という点にもなり得るのかどうか、この点ちよつと念のために伺つておきます。

○宮崎(仁)政府委員 第十号にいう発起人を十五人以上と考へておりますが、何人ぐらゐであるかというところはまだ具体的にきめておりません。まあおのずから、こういったものでございまして、あまり多くても困るのではないかと考へております。

それから、第二の御質問でございまして発起人が研究評議員になる可能性というものは、これはあるわけでございまして、それから役員はどうかといふと、役員が発起人の一部として

出てくるということももちろんあり得るわけでございますけれども、おそらく……。

○板川委員 発起人の中から役員となるのでしよう。

○宮崎(仁)政府委員 それは必ずしもそうは考へておりませんで、どういう形になつてまいりませうか、発起人会ができて、そして大会会長はこういう方で行くかということがほゞきまつて、それで出てくるというようにございまして、その際、ないかと思つておるわけでございまして、その際、その会長になるような方が発起人になつてくるのか、あるいは別に別になるか、それはそのときの事情でございましてと思つております。

○板川委員 評議員になりますか。

○宮崎(仁)政府委員 研究評議員の評議員になり得ることはもちろんでございます。

○板川委員 十五人以上というんですからそういたして離れた数字じやないと思ひますが、そのときに、たとえばどういふような人を発起人に委嘱するのですか。大体の構想といひますか、学界の人とかあるいは企業者とか、発起人十五人以上というのとは大体どういふような人になる構想ですか。

○宮崎(仁)政府委員 これは民間の方々で組織していただくわけでございまして、経済界あるいは学界もあるかもしれません、各方面からできるだけ広く参加をしていただくことがいいんではないか、こう思つておる次第でございまして。

○板川委員 それは広く参加してよろしいのではありませんか、しかしこうやつて法律ができて具体的な十五人以上というならば、名前は別として、どうせ委嘱するんでしよから、発起人にどういふ層を考へておられるかぐらゐのことはわかつていひんじやないですか。わかりませんか。これは発起人が一番最初ですよ。

○宮崎(仁)政府委員 この発起人会は政府が委嘱するといふたてでございまして、この法律がございまして、それに基づきまして、この法律の趣旨のつとめて発起人になる方が自発的に

集まつて発起人会を組織していただくことになるわけでございます。考へ方としては、出資をしていただくといふようなこともございまして、その後のこともありますから、やはり経済界の方々、それから一部は学界の方々も入つていただくということになるのではないかと。地方公共団体がどうなるかといふこともございまして、この点についてはまだはつきりした方向はきめておりません。法律の成立の過程を見まして、自治省あるいは地方公共団体と申しますか、知事会とか、そういう方々とも御相談してまいりたいと思つておりますが、そういうことを通じましてだんだん具体的にしていきたいと思います。

○板川委員 そうしますと、これは政府が委嘱するものではない。しかし、事務局担当は経済企画庁ですか、経済企画庁として法律が通つた上、呼びかけていくことだと思ひます。経済界が主で一部が学界、そして地方公共団体は入るか入らないかわからぬ、こういうことですか。結局これは発起人が大事な定款及び事業計画を作成するんですね。この事業の主たるところは定款と事業計画にあるのです。それが、経済界が主で一部が学界、政府は入らないとしても地方公共団体が入るか入らないかわからぬという構想は、どうもあまり歓迎すべき構想じやないと思ひます。広く各界からといつたつて、一体具体的にどういふふうを考へておられるのか、経済企画庁に構想がないといふわけにいかないでしよ。

○宮崎(仁)政府委員 現在民間でシンクタンクといふものは二十ほどございまして、御承知のようにいろいろの形で設立され運営されておりますが、こういったものの実情等も考へ、そしてこれからつくつていくものはどういふものが一番理想的かといふことを考へましてこういう規定にしたわけでございますが、御指摘のように、経済界だけが中心になつてしまつたといふことはあまり望ましくないと考へます。したがつて、その他の団体あるいは言論界等の方々でもまた入つていただくといふことも必要かもしれません、なるべく広く

考へたいと思つております。ただ、この発起人といふものが出資等の問題についてもやはり中心になるといふことを考へますと、当然ある程度限界があるのかもしれぬ、こういうことを申し上げた次第でございまして。

○板川委員 とにかくこの発起人が実はこの機構の骨組みをきめる。発起人の中から役員が選任をされる。この役員の理事長はともかくとして、とにかく自主的な運営を行なうところでありまして、発起人をお願いする場合には財界中心ということではなくて、学界なりあるいは地方公共団体なり、さらに広くそれこそ各界のほうから選んでいただきたいと思ひます。希望しておきます。

それから、設立の認可が総理大臣の認可法人になつておるのです。総理大臣にすべて届け出をする、あるいは認可を受けることになつております。これは経済企画庁長官でもいひじやないでしょうかと私は思ひますが、どうして経済企画庁長官でなく内閣総理大臣といふことにこの法案ではなつておるのですか。これは経済企画庁長官に伺ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 その前に、先ほどのことに触れるのですが、この発起人といふのは非常に大事でございまして、特定の財界代表とかあるいは学界代表とかといふのでなく、この人なら非常に信望も厚いし、こうした新しい機構を託するに足るというふうな人を考へたいと思つておりますが、いずれにいたしましても、この法律が通つた段階で考へませんと、先走つてはいけなないので慎重に考へておる次第でございまして。

それから、いまの監督を総理大臣にしているという点でございまして、これはやはり関係するところ非常に広うございまして、たとえば通産大臣の関係もございまして、農林大臣の関係もございまして、厚生その他の関係もいろいろあると思ひますので、やはりその代表として経済企画庁長官がなるよりも、内閣総理大臣が代表して監督を願つて、その庶務を経済企画庁が担当する、経済企画庁長官が行なうというほうが適切であるとい

うことに結論がなつた次第でございまして、さうな情勢であるということを申し上げておきたいと思ひます。

○板川委員 では次に移ります。

第十五条、定款の記載事項の項目の中で「役員を選任方法その他の役員に関する事項」ということが記載事項になっておりますが、役員を選任方法というのは、どこでこの場合にきめるつもりなんでしょうか。たとえば、役員は互選で理事長や理事やあるいは会長推薦というふうなことはあり得ると思うのですが、この役員を選任するのはこの定款の記載事項ですが、研究評議会にかけるのですか、かけないのですか。研究評議会というのは、この役員を選ぶときに何かしらの相談を受けるのですか、受けないのですか。

○宮崎(仁)政府委員 役員を選任方法はこの定款に書きまして、そして具体的に役員を選任が行なわれ、そしてこれが内閣総理大臣の認可になるわけでございまして、研究評議会の審議事項ということは一応関係はございせん。したがうして、ただいま申し上げましたような手続で役員がきまり、おそらくその後研究評議会がつくられるというふうになるのではないかと思つております。

○板川委員 そうすると、役員はどこで選ぶのか、最初の役員ですよ、役員をどこで選ぶのかという、発起人会が何かで選ぶことになりませんか。そういうことになるのでしょうか。しかし、研究評議会とは関係ない、研究評議会にかける事項ではない、そういうことがいまはつきりしましたが、六に、「研究評議会に関する事項」というのがあります。定款に書けといつておるのです。もちろん定款の内容は大体できていると思うのですが、この「研究評議会に関する事項」で、研究評議会というものは、研究テーマをきめるのですか、それとも、研究テーマをきめたり、あるいは定款を変更するやうな場合には、やはり何かの発言権、それに関与できるのですか。研究評議会という性格は、あまいんでね。名前は研究評議会だけれど

も、何をやるのかということが定款で明白になると思うのですが、何と何を研究評議会はやるのですか。

○喜多村説明員 定款の中で「研究評議会に関する事項」という第六号がございまして、この中にどういふものが含まれるかということにございまして、これは先ほど局長がお答えいたしました。具体的な役員をどうするかという話はございせんけれども、役員を選任方法をどうするかということに議論の一つにならうかと思ひます。それから、定款の変更をどうするかという問題もあらうかと思ひます。それからまた、この法律の中にある重要な財産の処分関係のどうするかという問題もございまして、それから、先生御指摘の事業計画の内容を年々どうするかという問題は、これは当然テーマとのかかり合ひにおきましてございまして、それから、予算をどうするかという問題もございまして、そういう間口と申しますか、そういうものでございまして、どこまでそれをやるかということ、この発起人がつくり出す定款の内容によつて定まるわけでございまして、

○板川委員 ここにいう定款の内容は、いわば省令的なもので具体的にこの機構の運営を明白にすると思ひます。もうすでに案ができておると思ひますから、この定款の案をひとつ資料としてあつて出していただきた。委員長にお願いいたします。よろしいですね。

○浦野委員長 理事会にはかつて検討いたしました。それからこの十六条で、会長、理事長各一人と

○板川委員 定款の内容は、ぜひひとつ資料として出してもらいたいと思ひます。

それからこの十六条で、会長、理事長各一人というのを規定いたしております。理事が三人以内です。初めての機構ですが、シンクタンクが成功するかしないかは、こうしたキャップのさいはいかによるといふことが一番影響を持つと思ひます。そのキャップがよければどんどんその機構が拡大していく、キャップが悪ければつづれ

ていく、こういう例えがありますが、一体この会長、理事長は、どういふような人を希望しておられるのですか。役員は推薦は発起人会でしようが、企画庁としてはどういふ人を希望されておられるのですか。こういう人がなつたらいいなと推薦したい人はどのような人ですか。いかがですか。

○小坂國務大臣 具体的には、先ほど申し上げましたように考えておられません。先ほど申し上げましたように、ただいまの御質問にお答えさせていただきますと、やはり非常に広範なバランスのとれた知識を持つておる人がいいと思ひますし、ある意味で哲学的な思索のできる人がいいと思ひますし、非常にイノベーションといふものに對して理解のある、技術的にも理解のできる人がいいといふように思つてございまして、何といつても全体を統括する力があり、しかも、創意くふうを持ち、積極性のある人といふのが一番よろしいんじゃないかと思ひます。

○板川委員 なかなかむずかしい規定ですが、一〇抜けていますね。それは何かという若い人ですね、若さです。やはり幾ら人格が円満だ、意見が高い、広範に顔がきくといつても、あまり年とった人じゃ、こういう機構の役割を果したくないんじゃないだろうかと思ひますね。年齢等もひとつ考慮して、若い、未来指向型の役員を選んでもらいたいと思ひます。

次に伺いますが、二十条で研究評議会についてうたつておられますが、「評議員二十五人以上」とありますが、「以内」といふのは、幾人くらいを構想として持つておられるのですか、それをまず伺つておきましよう。

○宮崎(仁)政府委員 大体このよう書き方をいたします場合には、二十五人、定員一ぱいで組織するといふのが大体原則でございまして。しかし、何らかの形で、二欠員が生ずることがあり得るという程度に考えております。

○板川委員 わかりました。時間の関係もありますから、次に移りますが、二十一条で「職員の任命」とあります。「機構の職

員は、会長が任命する。」「二十二条では、役員及び職員は、性質について規定があります。この機構で働く「職員」とは何ですか、どういふものを「職員」といふのですか、伺つておきま。

それと五年後に三百億に達した場合の職員の数、どの辺を構想として持つておられるのですか。

○宮崎(仁)政府委員 当面の構想といたしましては、この機構の職員といたしまして採りますものは、基金の運営並びにこの機構の庶務的な問題等を処理いたします。そういった事務職員を中心としたものになると思ひます。いわゆる研究者は別途この研究費のほうで支弁される形になりまして、民間あるいは各所の大学その他のところからプロジェクトに応じて集まらうと、出向してもらふ、こういうふうにしておられますので、職員として採用することは原則としていたさない、こういうふうな考えでございまして。この三百億の構想の際に、職員は、いまの事務職員になりまして、大体二十、三名くらいを考へておられるわけでございまして。場合によりまして、これに研究者等

の形でもう少しふやさなければならぬといふこともあるいは考へられるかもしれませんが、ただいま最低限のそのくらのことを考へておるということにございまして。

○板川委員 大臣にちょっと伺ひますが、この総合シンクタンクの職員は五年後二十、三名、これは研究者を含まない、こゝにいま答へがございました。この研究者という項目がない。二十三条には「研究者に対する研修」云々、「研究者に対する研究施設その他」といふように書いてありますが、この法律の中で、実は一番その機能を果たさうな研究者といふものに対して規定がないのです。研究者というものはどういふ——まあ研究する人ですから研究者なんでしょうけれども、しかしそれに対する資格の規定がない。そういう点は、私はたいへん不備ではないだろうかと思ひます。これはまあ二十三条に研究者という規定がありますが、たとえば外国の例でSRI、アメリカ

の代表的なシンクタンクですが、その所員が、所員というのは研究者も含むのでしょうか三千二百名、これは六八年の実績で最近では若千ふえているのではないかと思います、兼職でない専門研究者が千八百人。売り上げというのは委託料の収入が年間六千万ドル、受注するプロジェクトは年間八百件、こういうように、シンクタンクの最大の機能というのは研究者が果たすのです。ところが、その一番大事な研究者の資格について、研究するという言葉のことはあっても、それについて一言も規定がない。あるいは「職員」の中に入っているのかなと思つたら「職員」でない、こういうのですが、一体研究者というのは、この法律ではどういう待遇を受ける、待遇をされる人なんですか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど二十一条の規定について申し上げましたが、これはもちろんその職員という形で機構が研究者を採ることもあり得るわけでありまして、その場合には、研究者もこの職員としての規定に該当してまいるわけでございます。当面は、この基金の運用ということを中心にあつたわけで、研究者はむしろ外部から集まってきたというのを考えておるといふことを申し上げたわけでございます。

どうしてそういうふうにしたほうがいいのかといふと、やはり職員という形でこの機構に採用してしまふということになりますと、やはり非常にいろいろの面で束縛が出てまいりまして、いい人が採れないという面がございますので、そういう自由性を持たせよう、こういうことでございまして、もちろん、職員となった研究者についても、法律上は給与の基準等の制限を、許可をすることという規定をはずしておりますので、普通の機構に比べますと自由性を持っておりまして、さらに、そういった研究者に対する待遇の問題その他いろいろの問題については、これを實際に発足してやっていく過程において新しいものをつくつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○板川委員 法律上では、会長、理事長、理事、監事、研究評議員、職員、ごうあるのです。しかし、この総合シンクタンクとして一番大事な研究者に対しては、私も職員の中へ研究者を入れたらと言っているのじゃないのですが、研究者というのはどういう役割を果たすということがこの法律の中にうたわれてないじゃないか、一番大事なことがうたわれてないじゃないか、こういう点を私は指摘しておるのです。

そういう点で、この一番大事な点について、研究者というのはこれこれ、こういう待遇を受ける、こういう資格だということの明白にしておいたほうがいいじゃないだろうか、こう思うわけです。どうもそういう意味で、私はこの法案にはたいへん不備な点があるんじゃないだろうかと思ひます。

○小坂国務大臣 御指摘の点は承りましたが、私は、実はその点は逆に考えておるのでございまして、このシンクタンクというのが半官半民といひますか、政府、民間対等出資という形で考えておりますのは、政府によってオートライズされ、しかもできるだけ民間の創意工夫を生かそう、こういう考え方でございまして、そういう点からいひますと、研究者にあまり資格等にとらわれないうで自由闊達に研究してもらふ、そういう場をできるだけ政府は考えていかなければならぬじゃないか、こういうふうに思つておるわけでございまして、ですから、研究者の中で一定の時間拘束されてこのシンクタンクの中で研究に従事する者もおりますし、あるいは特定のことに限つて従事する研究者もございまして、あるいはいきなめて短期間臨時的に勤める者もあつてもいいんじゃないか、かように考えておるわけでございまして、その点で著しく不便な点があれば、それはまたその実態に応じて調整していくことではないか、がであらうかと考えておる次第でございます。

○板川委員 じゃ私もその点触れますが、別にこの規定で縛れという意味じゃないのです。自由にある程度、まあ研究者が自由にやっていくとい

うならその意味のことをこの機構の中でうたつてもいいじゃないかという意味なんです。それは大学から引ばつてきた研究者もあるだろうし、あるいはここで研修を受け、技能を身につけて居つていく研究者というものも研究実施の過程で出てくるのじゃないですか。それがさっき言つたように、外国の例では、何千人もいる中で何百人もいるという状況です。職員三千二百人のうちに千八百人も専属の研究者がいるというのですから、そういうものに対する待遇あるいは処遇の基準というものがあつた方がいいじゃないか。職員と一緒にして、何もが同じに縛れという意味じゃない。そういう点が欠けているのじゃないですかというのを言つておるのです。

次に移りますが、この「業務」の二十三条です。この一号で、「総合的な研究開発の実施及び助成」と書いてありますが、「研究開発の実施」といふのは、みづから研究することだろうと思ひます。どんな規模で、どんなふうな研究開発の実施をされようと思はれておるのか、具体的にひとつ説明してもらいたいと思ひます。たとえば研究所というのを待つのか、そういう点についてひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

それから、前に聞いたかどうか分かりませんが、その研究所を持つとすれば、その研究所を持つ場所というのはどこを構想されておるのか。たとえば筑波山の下を構えておられるかどうか、その点もひとつ説明してください。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のとおり、この研究開発の実施にあたりまして、どういう項目を選び、どの程度の規模でやるかということになりますと、これはこの機構ができ、そしてそれは自主的に運営していくわけでございまして、その段階でできるということでございますから、その段階までの調査の結果等から見まして、こんなものはどうかというふうな項目として申し上げておりますのは、たとえば人間社会と石油文明に関する調査というふうなことで、非常に広範な課題を選んでみてはどうかとか、あるいは地域社会形成のた

めの新しいシステムの開発問題でありますとか、その他いろいろの問題を具体的に例示しておりますけれども、能力その他の点も考えまして、逐次広げてまいりたいことにならうかと思ひます。それから第二の、実際に研究所をこの機構の機関として持つという場合には、これはホームステッド型の研究所というふうなことがいわれておりますが、いざにいたしまして、この研究所の性格から見まして、情報に非常によいというところが一つ問題であります。それと、やはり環境並びに施設が非常に良好であるというふうなことが必要であらうと思ひます。そういう点から見まして、大都市近郊の良好な環境のところがいよいよじゃないか、こういうふうな考えておりますが、具体的に筑波とか、そういうことをまだ構想しておるわけではございません。

○板川委員 わかりました。筑波山ではない。それから、その第二号で「情報の収集、整理及び提供」と規定しておりますが、この二号は、いわばデータベース的な機能というふうな考えてよろしいのですか。この「業務」の二号です。

○宮崎(仁)政府委員 一応御指摘のとおりでございますが、データベースと申しますと、考え方にあります。非常に広いデータを集積するということになつてまいりますと、たいへんな人手を食うというふうなものだそうでございまして、そういう点から見まして、能力的におのずからこれは限られてくると思つております。将来どの程度までこれを大きくするか、それは問題があるかもしれないけれども、当面はそれほど大きなものを考えているわけではないということを申し上げておきたいと思ひます。

○板川委員 この「整理及び提供」とありますが、提供ということはいわば成果の公開というふうなことを考えてよろしいのですか。

○宮崎(仁)政府委員 この機構の性格から見ましてこれは公表する、こういう形にしたいと思ひます。

○板川委員 この第五号に「総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流」とあります。これは民間の研究開発に関する研究機関との提携というところであらうと思いますが、これは具体的にどういう方式でおやりになる構想ですか。

○宮崎(仁)政府委員 最も考えられますのは、共同研究という形にするというところがあり得ると思います。それから第一号に考えられておりますような助成とか、そういう形でやっております場合に、その助成という問題を通じて交流をし、あるいはいろいろ情報の交換をやるというようにすることも考えられると思います。交流といつておりますものもそういうことでございまして、人的な面あるいは情報の面その他の面で密接に交換をしていくということが必要ではないか、こういうことで書いた次第でございます。

○板川委員 六号の「前各号の業務に附帯する業務」とありますが、この内容がどうかという点もあります。それはそれとして、この業務を行なう五年後に三億の出資が集まり、希望どおりのいわば総合シンクタンク開発機構というのができてきた。その場合に、文章の上では抽象的なものであってもわかりにくいのですが、五年後には、たとえば絵にかいてみるとどういう形になっておると思いませんか。五年後の構想といいますが、抽象的な文章じゃなくて、五年後には、たとえば、どういう地域に、どういうような施設ができ、どういう機能を果たしつつ、どういうような仕事ができ、その役割りを果たしているかというように、何か立案者としての構想といいますが、絵にかいて見せてもらいたい。絵にかいてというのには、絵にかいたならこうだというように話をしてもらいたい。私は、こういう総合的な研究開発とかいろいろ書いてあるが、どうも抽象的で頭の中にびんとこない。だから、立案者ならそれはびんときているらうと思えますから、わかるようにひとつ説明してください。

○宮崎(仁)政府委員 どうもたいへんむずかしい御質問で、十分お答えできないかもしれませんが、

役員が会長、理事長、それから理事は三人、非常勤二人でございまして、その下に大経理関係、調査関係、それから庶務関係、それから具体的な研究をやるいわゆる研究室的な組織がありまして、プロジェクトリーダーのもとに、幾つかの項目がそこで研究が行なわれるというふうなことになると思います。それに、さらに小さい規模ではありますけれども、データバンクがつくというふうなことになるのではないかと。それで大体二十億近い金を使えるわけでございまして、運営費を除きましても相当金額が研究費に回し得るということになります。したがって、項目としては、これは一つの項目を何億圓くらいに考えるかによりまして、けれども、相当数の、少なくとも十億くらいの項目くらいはやれるのではないかと、こう思っております。第でございまして。

これにさらに、先ほどもお話がございました委託研究がついてくる。これもプロジェクトリーダーを中心とするチームで行なわれるわけでございまして、そういう形で運営されていくのではないかと、こういうことを一応現在想定しておるわけでございまして。

○板川委員 どうも私にはあまりびんとこないのです。私の質問も一応もう少しで終わりますが、大臣、先ほどの質問の中でわかりのようには、この法案自体、日本で初めての新しい試みですから、法律もいわば万全を期したつもりで、これもまた私は相当手落ちがあるものだと思います。アメリカのシンクタンクのいろいろの本を参考に読んでみますと、やはり常に試行錯誤といふものを重ねながら進んできたような感じがする。ですから、当初は、この計画で、これでいいというところで発足しても、やがていろいろやっているうちに、これではそでが短いとかが短いとかが、いろいろの不足のものが実運用しているうちに必ず起こる、そういう感じを持つと私は思うのです。しかし、われわれも初めての試みであるこの法案について、こう直したらいいということも言えないのですから、まあ五年後、三億億

集まって二十億円で機能を果たしてみても、その時分になれば、おそらくこの法案の方々に不備な点が指摘されてくる、こう思います。この場合に、私は、五年と待たなくてもけっこうなんですが、見直しをする必要がある、必ずそれがくるだろう、こう思います。ですから、この法案は、われわれ多少の注文をつけて通したとしても、実施の段階で不備な点がおそくあると思うから、近い将来に必ず見直しをすべきだ、私はこう考えておるのですが、大臣のお考えはいかがですか。

○小坂国務大臣 御指摘のように、この法律は全く新しい分野についての取りきめでございます。いまは、いわば未来指向型の前向きな総合研究開発機構をつくらうということでございますので、やはりわれわれは非常にこれがいとおもっています。御指摘のように、その当時の社会情勢その他で変えたほうがよいという場合もあるかと思うのでございまして、また、われわれの態度自身も常に反省して、その反省の中から将来の改善を考へるという、いわゆるトライアル・アンド・エラーというふうな、そういう形を続けていくのは当然だろうと思うのでございます。ただ、この法律は組織法でございますので、組織法の中に、これは変えずという条文が入ることは法文上は適当でないというふうな申し上げざるを得ないのでございまして、いま御指摘のお気持ちについては、私は非常に同感するところがあるというわけでござい

○板川委員 最後に例として、石油業法の中には、附則で、政府の案から五年後には廃止の方向で見直しをするというくらい、石油業法を審議したときは附則の中にはあったのです。これはわれわれが、廃止の方向で見直しをするよりも逆に強化の方向で見直しをすることもあり得るからというところとで、五年後に廃止の方向で見直しをするという原案のほうがいきて、修正されて、現在石油業法の附則第四条になっておるのです。今日になってみれば、廃止の方向で見直しをするところか、強化の方向に事態が動いてきておる、こう思うので

す。そういう例等を見ますれば、この法案も、いづれその強化の方向で見直しをせざるを得なくなるだろう、こう思います。

一応私の法案に対する質問は終わります。

○浦野委員長 午後一時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時五十一分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。野間友一君。

○野間委員 それでは総合研究開発機構について若干の質問をしたいと思います。この開発機構、いわゆるシンクタンクというふうにいわれておりますけれども、これがわが国で必要とされるようになった経過ですね、これは一体的に国民生活にどのような効果、影響を及ぼすのか、こういう点についてひとつ御説明をいただきたいと思

○宮崎(仁)政府委員 いままでの質疑でも申し上げましたとおり、特に戦後アメリカにおきましてこういうシステムズ・アナリシスと申しますが、そういう新しい手法によるコンピュータを非常に多用した研究方式というものが非常に開発された進歩してまいりました。こういう形で自然科学的な問題、さらには社会科学的な問題もいろいろ解明されていくというふうな形に進んでまいりました。これはもちろん、各種のものの研究機関等において、こういってことについての検討並びに研究が行なわれてきておったわけでありまして、最近三、四年になりました、民間の主として株式会社形式をもつていわゆるシンクタンクというふうな形のものもわが国でもつくられるようになってまいりました。取り上げておる問題は、地域開発の問題あり、あるいは各種の企業経営分析のような問題あり、いろいろございすけれども、

だんだんに広範な、いわゆる現代経済社会の諸問題といわれるような問題に取り組みが必要が強調されておられることが、識者の間にもいわれておるわけでありまして、政府の中でも、そういった問題についての研究をいろいろの行政機関等において行なっておるわけですが、この際、新しい機構をつくりまして、民間のいろいろの所でできておる機関についての力も動員すると同時に、政府の力もそれに加えて、そうしてこういった問題について飛躍的に進歩させていきたい、こういうことで、今回この機構をつくるべく法案を提出しておる次第でございます。

○野間委員 質問者の中で、大学の研究所とかあるいは民間のこういういわゆるシンクタンク、これらについて質問があったわけですが、確かに考えてみますと、国立の研究機関、とりわけ大学の研究所ないしは研究機関、それから民間です、こういうような幾つかあるというよりも非常に数多くあると思うのですが、このような既設の機関があるにもかかわらず今回のような法案が提案されたということは、特段どういう意義があるのかということ、逆に言いますと、既存の研究機関に対してどのような欠陥あるいは弱点があるのか、こういうあたりについてどうですか。

○宮崎(仁)政府委員 提案理由の説明でもこれは申し上げておりますが、要するに、現在、研究機関はわが国は相当の数がございまして、また、学者、研究者の数も相当ございまして、能力も高いと思えますけれども、いま問題になっておりますような、いわゆる新しい先進国の問題というように、こととか、あるいは国民生活に関する問題にいたしまして、従来の研究機関のように一つの専門分野だけが担当するというわけにはいかない、それでは解決できない問題がたくさん出てきたわけでございます。したがって、いわゆるインタディシプリナリーということをして、いろいろな分野の方々を集結し、そうしてまた関係各省というふうなものもございしますが、これもまた各省にわたる問題を取り上げていく、そ

ういうような形で問題の解明に当たらなければならぬということでありまして、そのためには、従来ありますような研究機関では対処できないというところで、そういう多数の分野の方々の動員でき、そしてそれによって研究の成果を得たならば、また解散もしていく、したがって、身分関係とか、そういったものにあまりとらわれないで研究者の動員もしていく、こういうことも考えまして、いわゆるシンクタンクという形式がいい、しかも今回のような形でやっていくことがわが国の場合に最もふさわしいのではないかと、こういうことで、こういう考え方が出されておるわけでございます。

○野間委員 総合研究開発機構法案の提案理由説明の中には、環境あるいは都市問題をはじめ複雑かつ広範な諸問題に直面しておると、いうような記載事項がございまして、けれども、こういうようなテーマないしは問題について、既存の研究機関に対して委託なり何なりして研究させ、そして何か具体的な特長があらわれたのかどうか。あったとしたら、具体的な事例があればひとつ御報告願いたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 環境問題、都市問題等につきましては、すでにあります研究機関でいろいろ研究をやっていたに過ぎません。それについて特に支障があるということはないと私は思いますけれども、しかし、たとえば環境問題をとってみても、現在ある機関だけで問題の解明ができるかというところになりますと、非常に不十分だという面があるかと思えます。

先ほども申し上げましたが、石油と人間との関係をどういうふうにかえていくかというように、ことになりまして、いわゆるエコロジーというような面での問題もございまして、資源問題もございまして、国際経済の問題もございまして、いろいろな面からアプローチして、そうして全体としての評価をし、こういう政策をとるべきであるというように、きめていく、ただかなければならぬわけでありまして、そういうことを解決してやっていただけという機関

は現在のところないわけでありまして。そういうことをこの総合研究開発機構という新しい形の組織によって解決していく、こういうことを期待しておる次第でございます。

○野間委員 そうしますと、既存のいろいろな研究所あるいは研究機関、こういうものではまかなえないと申しますか、学際的ということばがよく使われますが、こういう点から特にいままでのものとは違った新しい特徴がこの法案の中にはある、こういうふうにお聞きしたいわけですか。

もう一つお聞きしたいのは、そうであれば、具体的にどの点が特に既存のそういう団体と違った特徴があるのかということ、それからもう一つは、具体的にこういうものをつくるべしというように要請があったのかどうか、あったとすれば、具体的にどのようなところからどういう方向であつたのかということについてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 こういう新しい組織を必要とするということは、この法案の中におきまして、たとえば自主的な立場からやるとか、あるいはいろいろのこういう法人に対する監督規定等について、若干他の事例に比しまして自由性を持たせるとかなんとかというように配慮されておられますけれども、要は、先ほどから申し上げておるような組織をつくり、そして円滑に運営していきたい、こういうことでございまして。

それで、こういう考え方がどういう契機で出てきたのかということですが、これはやはり先ほども申し上げたように、最近数年間環境問題とか、都市問題とか、あるいはインフレの問題なんかもそうでありまして、非常に困難な問題がたくさん出てきておる。これに対して政策的にも対処してまいらなければならぬわけでございます。そういう際、どうも従来のやり方だけではなかなかうまくいかないということから、どういふふうにしたならばよろしいかということ、アメリカのそういうシンクタンクの例などもいろいろ勉強してまいりまして、こ

う問題についてやはりわが国も取り組む必要があるのではないか、こういう声が政府内部にも出てまいりました。

四十五年の科学技術庁のほうのソフトサイエンスに関する研究機関の構想の問題とか、あるいは産業構造審議会、これは通産省でございしますが、この産構造におけるシンクタンク構想についての提言とか、そういったものがございまして、こういうものを受けてひとつ政府としても考えていかなければならぬということ、四十六年度に一億五千万円の調査費が経済企画庁につきまして、科学技術庁、通産省と御協力を申し上げてこの問題についての検討をやったわけでございます。四十七年度も一億五千万円予算がつきまして、引き続き検討いたしました、その結果こういった形のものが見えたのではないかと、この大体的な結論が出ましたので、それを四十八年度予算において要求をいたしました、いろいろな経過があつたうちにこの法案にまとめられたような形のものをつくらうということに政府としてはなつたわけでございます。

○野間委員 午前中に板川委員のほうからも、五年先にはどうなっているのか、一ぺん絵をかくてみるという話もあつたわけですが、実際にいままでの既存の研究所でまかなえなかつたものについて、この法案がかりに通つて、そしてこれが動きかけた、動いた場合に、そんなに飛躍的に質的に大きく国民生活に寄与するといふふうにお考えなのかどうか。確かに環境問題あるいは都市問題、住宅難、交通災害、いろいろといふ国民生活の中に深刻な問題を投影しておるといふことは事実で、これについて積極的に解明しなければならぬといふことは、これまで事実だと思つておる。しかし、要は、あとでまた触れますけれども、このような法案をつくつてこれにまかすだけで、こういうものは解決できるかというところ、決してそうじゃない。政府も若干最近では認めておられますが、いわゆる生産第一主義あるいは輸出第一主義、そのような大会社本位の政治そのものを根本的に改め

ない限り、このような一片の法案でもって機構をつくるというだけで、何か未来がバラ色に、いままでのすべての欠陥が除去されるというような方向で期待することはできないと思うのですけれども、このあたりについてどういふふうにお考えなのか、長官の御意見をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○小坂国務大臣 一九七〇年代になりましてから新しい問題がいろいろ出ておりますが、特に環境の問題、資源の問題、そして人間生活の多様化にどう対処していくかという問題については、従来の手法とはまた別の説明を要するということがいわれておるわけでございまして、こうした問題はシステムのにとらえて研究開発していくことが必要であると存じますのでこの機構を考えたわけでございます。従来の機構は、先ほどから申し上げておりますように、特にためであるとか、そういう気持ちはないのでございましてけれども、それをより今日の課題解決にふさわしい機構にするためにはこれがよろう、こういうことでございします。

何といつても、今後の問題に対する新しい解決策を試みるわけでございますので、こうなればこうなるという具体的なことをこの場で申し上げることは、率直に申しまして非常にむずかしいと思うのでありますが、しかし、こういうことを考えなければならぬという必然性をひとつ御理解願ひまして、これを推進させていただきたい、こう思っておりますのでございします。

○野間委員 この法案をつくる際に、どういふ方面と申しますか、どういふところから意見をお聞きになったのか、その点お聞かせ願ひたいと思うのです。何か少し話を聞きますと、経済審議会技術進歩研究委員会ですか、あるいは産業構造審議会情報産業部会、多少書物も出しておるようですが、それから科学技術会議の答申、こういうものがあるやに聞いておられますけれども、具体的にこの法案をつくるに際して、どのようなところから知恵を授けられたのか、どういふところから示唆

を受けたのか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 いまおあげになりました産業構造審議会あるいは経済審議会の技術進歩研究委員会、科学技術会議というところについて、あるいは報告がなされたことは御指摘のとおりでございます。それ以外に、この問題は非常に広範に關係いたしますので、関係各省とこういう構想をつくっていくについての御相談をいたしまして、これは非常に広い分野でございまして、防衛庁あるいは警察庁等を除いたほとんど各省にわたるわけでございしますが、そういった各省との御相談もいろいろいたしまして、そしてこういう形にまとめていったというのが実態でございします。

○野間委員 科学技術会議、これについて科学技術庁の方に若干お聞きしたいと思うのですが、これは総理府の付属機関というふうな理解しております。科学技術会議設置法、こういう法律に基づいてできたものであるわけですが、この会議の性格、それから業績、こういうものについてお聞かせ願ひたいと思うのです。

この設置法によりますと、「科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。」あるいは「科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。」その他二条によっていろいろ仕事の内容は書かれておりますけれども、この性格と業績ですね、これをひとつ具体的に明らかにしていただきたいと思うのです。

○長澤政府委員 科学技術会議は、ただいま先生の御指摘のとおり、内閣総理大臣の諮問機関でございます。政府の科学技術政策の総合的な推進に資するためにつくられたものでございします。そしてその所掌事務は、ただいまお話がございましたとおり、科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立、科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関し、関係行政機関の施策の総合調整を行なう必要があるものについて、内閣総理大臣の諮問に答申し、あるいはこれ

について意見を申し出ることができるということ、いままで各種の諮問を受けまして、それについて回答をいたしております。

なお、本法案に関することについて申し上げますと、昭和四十六年の四月に「一九七〇年代における総合的な科学技術政策の基本的な方針」という、いわば一九七〇年代の科学政策についての答申をいたしております。この中でソフトサイエンスの振興という、その科学技術政策についてのいろいろの答申をしておりますけれども、関連事項について言いますと、ソフトサイエンスの振興というところで、ソフトサイエンスと申し上げるのはいわばシンクタンクが使う手法でございしますが、都市問題とか環境問題とか、いわゆる現代の経済、社会の複雑な問題を解明するためには、特定の専門的分野を垂直的に狭い分野で接近しては、はなはだ解決ができないわけでございまして、経済、社会、科学技術、広い面からのアプローチが必要である、そういう面でソフトサイエンスの振興という提案をいたしております。

以上でございます。

○野間委員 もう少し具体的に述べていただけませんか。これは三十四年にできたわけですね。三十四年にできましてから今日までのような業績があるのかということについて述べていただけませんか。

○長澤政府委員 三十四年からのことも答申、意見具申について申し上げますと、昭和三十五年に諮問第一号という諮問を受けまして「十年後を目標とする科学技術振興の総合的な基本方針について」答申をいたしております。それから三十八年に国立試験研究機関の刷新、充実のための方策について答申をいたしております。四十年に諮問第一号についての追加答申をいたしております。それから四十四年に「科学技術振興の総合的な基本方針に関する意見」を述べております。それから四十三年に「国として推進すべき研究に関する国立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」を述べております。それから四十四年に

「科学技術情報の流通に関する基本的方策について」答申をいたしております。それから四十六年の四月、先ほど申し上げました「一九七〇年代における総合的な科学技術政策の基本的な方針」答申をいたしております。

○野間委員 この二条の一項四号に「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は報告に関することのうち重要なもの」というのも一つの仕事のうちになっていくようですが、これに關してされた仕事があればお教え願ひたいと思います。

○長澤政府委員 科学技術会議は、ただいまのお話のとおり、いわば学術会議と政府との一つの窓口のような役割りをしております。学術会議が答申をいたしましたものにつきまして、これを政府機関に連絡をするということで、年に二回ほど学術会議との連絡部会を設けて、学術会議への諮問、答申、意見についての意見を聞き、それを関係各省庁に流している、そうしてかつその成果について報告をしている、こういうことをやっております。

○野間委員 具体的に諮問あるいは答申、勧告、これがあれば、三十四年にできてから今日まで年次を追ってどういふ文書になるのか、ひとつお教え願ひたいと思います。

○長澤政府委員 学術会議への諮問は科学技術庁がするものではありませんで政府がいたしておりますが、私どもがその窓口になっているということでございます。多い年は年十回ぐらい、少ない年で一、二回ございします。ただいまこまかい何年にどういふふうな諮問をしたかという資料を持ち合わせておりませんが、御必要とあらばあとでお届けいたします。

○野間委員 それでは、それはまたあとで届けてください。

それでは質問を進めます。

この科学技術会議そのものについて、これはシンクタンクのこの法案をつくる際にいまの話のあった諮問がなされた、それに対して答申が出ておるわけですが、この科学技術会議の扱

分野において、たとえば二条に科学技術についてというところでカッコがありますね。その中で、「人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。」というので、この科学技術会議そのものは、人文科学でなくてむしろ自然科学が主たるプロパーな分野であるというふうに、これから私は理解できるわけです。

そこで経済企画庁にお伺いしたいと思いますが、日本学術会議というものがあつたわけですが、私たちが聞いたところによりますと、ここに對して諮問がなされたという。いま科学技術庁のほうから話がありましたが、科学技術会議に対しては諮問されて答申が出ている。これではやはり弱いのではないかと。つまりいま申し上げたように、ここで扱うものは「人文科学のみに係るものを除く。」ということ、人文科学の範囲の検討が少なくない。これは諮問をする場合についても、手続的にもあるいは内容的にも日本学術会議を抜いて、また内容的にいま申し上げたように、人文科学の観点からの検討がやはり弱い、こういうふうに私は思うのですが、その点についてどうですか。

○長澤政府委員 ただいまの「人文科学のみに係るものを除く」というカッコ書きにある点は確かにそのとおりであります。「のみに係るものを除く。」ということでございます。科学技術が経済、社会に関連する分野につきましては入っているわけでございます。したがって、ソフトサイエンスについては、もちろんとらえ方はソフトサイエンスというところからでございますが、科学技術会議がこれは所掌外であるということではないと思ひます。

そうして具体的にソフトサイエンス振興のための施策として科学技術会議が提案しておりますのは三つございまして、総合的な研究開発体制の確立というのが一つでございます。それから人材の養成というのが第二でございます。第三が民間のソフトサイエンス研究機関の育成、この三つの答申をいたしております。したがって、こういうふうな答申に沿う一つの法案ではないかと考

えております。

○宮崎(二)政府委員 いま科学技術庁から御答申もございまして、科学技術会議にこの新しい機構の設置について諮問をしたというわけではございませんで、いまお話がございましたように、一九七〇年代の科学技術政策、その一環として御答申があつた、こういうことでございまして、日本学術会議は非常に広範な学者の方から構成されるいわゆるアカデミーでございます。現在民間学術研究機関に対する補助金というようなものの交付に際してのお仕事等をやつていただいております。うでございまして、いわゆる研究機関の設置について諮問をしたという例は、昭和二十四年に「鉄道技術研究所のあり方について」というものがあるやうでありますけれども、大体そういうことはあまりやらないやうでございまして、そういうこともございまして、私も特にならぬ学術会議に諮問をするというほどの非常に大きな姿勢はとらなかつたわけでございます。これは何となく、これも日本の学界の最高機関でございまして、これからは後必要に応じていろいろとひとつ御意見をいただき、お知恵を拝借してまいりたい、こう思つておる次第でございまして。

○野間委員 私もこの科学技術会議にこの法案をつくるにあつたの諮問、答申という意味で言つたのではなくて、確かにここにも文書が、ありますけれども、これによりまして、「一九七〇年代における総合的な科学技術政策の基本について」という表題で答申されております。それは事実そのとおりだと思ひます。

そこで、この問題を提起したいのは、設置法に基づく会議の構成なんです。これは議員でもつて構成されていまして、これは六条にありますが、大蔵、文部それぞれの大蔵、それから経企庁長官、科学技術庁長官、日本学術会議会長、このほかに「科学技術に關してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者五人」というふうに議員が構成されておるわけですね。法律にそうなつております。それで、「一九七〇年代におけ

る科学技術政策の基本について」とこれは諮問に對する答申ですが、これにはそれぞれの部会の議員ないしは専門委員、特に第一部会の小委員会、これの名簿が全部うしろに記載してあるわけですね。これを見ますと、どうも行政ベース——行政官庁のほうには企業ベースと申しますか、大企業の役員あるいはその組織体の長、そういう者が非常に多いわけですね。特に、先ほど私が指摘したわけですが、人文科学系統の人員が非常に少ない。確かに法案そのものをつくるに際して諮問がされたわけではございませんが、しかしながら、その前提となつておるのは事実だと思ひます。これは間違いないと思ひます。ですから、これは先ほど申し上げたように「人文科学のみに係るものを除く。」というところから考へて、この点からの突っ込みと申しますか、検討が不十分ではなからうか。特に、いま申し上げたように議員の構成がこういうふうにかつておるわけですね。具体的にはその氏名も出ておりますけれども、これを見ますと私は非常に疑問を感じます。これをどうにかするに、いま申し上げたやうな七〇年代の科学技術政策のテーマについての諮問あるいは答申をとるということをして、これはやはり企業ベースあるいは行政ベースというものは免れないというふうには私は考へるわけですね。しかも、いまお話がありましたけれども、日本学術会議は、もう内外を代表する最高の頭脳集団、これこそまさにシンクタンクだと思ひます。しかも、非常にアカデミックなところですから、こういうところへどうして諮問し、あるいは答申を求められなかつたのか、私非常に疑問に思ひますので、この点さらにお答え願ひたいと思ひます。

○長澤政府委員 この諮問の考へ方は、先生ごらんいただきましたとおわかりのとおり、人間尊重の精神に立ちまして国民福祉のための科学技術ということを基調にいたしております。いままで、一九六〇年代の科学技術政策がともすれば生産技術に指向したといわれているわけでございますが、これを社会福祉、人間尊重という考へ方に大きく

方向転換をした一つの答申でございまして。そういうふうな基調の中でソフトサイエンスについて述べているというところでございまして、たまたまそういうふうな方が選ばれているにいたしまして、これを貫いている精神はOECD等においても高く評価されているものでございまして。

○野間委員 長官も午前中の答申の中で、会長には哲学的な素養のある人ということいろいろ羅列されました。確かにこれはいま科学技術庁のほうからも言われたのですが、やはり人文科学的な哲学あるいは経済学あるいは文学で、こういうところの意見を十分取り入れてやらなければ、単に自然科学に重点を置くことになりまして、非常に片寄つたものしか出てこないんじゃないかという懸念を非常に強く持つわけなんです。

そういう点で科学技術会議そのものの構成からして、とりわけいま申し上げたやうないわゆる財界ベースですか、そういうふうな構成から見まして、そういう自然科学だけに依拠するということとは大きな誤りをおかすというふうに私は思ひました。かたがたないわけですね。特にこの設置法の議員の選任については、これはすべて総理大臣が選ぶ。特定の大蔵大臣等々のほかは、科学技術に關してすぐれた識見を有する者のうちから五名総理大臣が選ぶというところで、これは任命制度になっているわけですね。

ところが、御承知のとおり、日本学術会議はすべて選挙によつて各分野ごとに選ばれているというところ、非常に民主的な手続、制度で選ばれたものであり、しかも、学術会議法にもありますが、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に對する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。確かに最高の頭脳がここに結集しておるというふうに私は考へるわけですね。しかも、これは総理大臣の所轄でもあるわけですね。しかも、ものの本を多少調べてみますと、これは科学技術に關する重要事項の審議あるいは勧告、こういう点について大きな成果を今日まであげてきてお

る。あとでまた若干触れますが、科学者十数万人を代表するこういうものの意見を聞かないということに手続的には致命的な欠陥があるんじゃないか、こういうふうには私は考えますが、経済企画庁はどういうふうにお考えになるのか。

○宮崎(仁)政府委員 確かに御指摘のような点もあるかと思いますが、科学技術会議は、いまも御指摘がございましたようにいわゆるアカデミーでございまして、十数万という会員の中から選挙せられた方々によって七部構成でこれが運営されておる、こういう形のものでございまして、したがって、それぞれの分野の最高の権威の方々が日本の科学技術政策あるいは学問全般にわたっての方針なりそういうことについて御議論になり、献策をされる、こういうところであろうと思っております。また、その一環として研究補助金等についての配分等も行なう、こういうことでやっておられるんだと思いますが、今回つくりますような機構について学術会議に諮問をしていくかどうかということは、もちろん考えて悪いことではないと思いますが、どちらかといいますと、いままで学術会議でこういうものを設置したらどうかという御提案をいただいたようなものは大体は大学の研究機関でございまして、非常に学問的な専門の分野にわたるものが多いように拝見をいたしております。

それで、私もどなたもいたしましては、先ほども申しましたように四十六、四十七年度と政府の閣僚省で相談をいたして研究をしてまいりました。また、民間のシンクタンク等の方々とも相談をしてまいりました結果、これはやはり政府の各省の間の考え方で一応の案をまとめて法律の形にしたほうがいいであろう、その際に、この機関は政府の機関ではなく民間の機関としてつくって、そして認可法人にする、こういうことにいたしましたものでございまして、従来例等も見まして特に学術会議に諮問をするというよりはいたさなかつたわけでございますが、先ほど申しましたように非常に權威のある機関でございまして、今後ともいろいろ

ろとお知恵を拝借し、御指導を仰ぐということでやってみようというふうな思っている次第でございます。

○野間委員 北川敏男先生という方、この方は将来計画についての専門家であられて、ここにも科学計画への道」という論文集がありますが、これは長期研究計画委員会幹事、それから情報科学小委員長ですね、学術会議の第四部会の会長ですが、この方の書物の中にこういうことも書かれておるわけですね。日本学術会議として科学技術基本法の制定と科学技術第一次五カ年計画の実施、この二つの勧告をなした。この二つの勧告の中に、科学計画の基本課題に対する学術側の解答が体系的にまとめられてすでに提起されて、しかも、これは政府へ提出されてから今日まで実に四年以上経過している。これは七〇年に書かれた序文なんですが、「これら二大勧告の今日までうけてきた処遇はまことに不運というほかはない。科学技術基本法案については、日本学術会議と政府当局との多年にわたる話し合いにもかかわらず、容易に一致点が見い出されず、国会上程どころか、実現への方向へふみ出す気運すら、まだ覚束ないありさまである。」ということが書かれておるわけですね。そして語を継いで、「学界に大きな不満、失望の念のあるのは否めない事実である。」とあります。私もこの科学技術基本法、それから科学技術第一次五カ年計画について若干走り読みをしたのですけれども、非常に建設的なすぐれた意見が述べられておるわけですね。ところが、学術会議としてはこういう勧告をした。私は、これはおそろしくシンクタンクの下敷きに十分なり得る非常にすぐれた意見だと思えます。ところが、このような勧告を出しておるけれども、今日まで受けてきた処遇はまことに不運なんだ、こういうことで、学界なしはこの学術会議の皆さん、先生方が非常に嘆いておられる。それで、いろいろと書面なんかも調べてみますと、かなり以前から積極的なこの将来計画について政府に対して申し入れとか、あるいは勧告などなされておりますが、なかなかこれが

実現しない、こういう現状にあるということも書いてあります。ですから、こういうような一連の事実を考えまして、やはり最高の頭脳を政府が無視し、あるいは軽視しておる、こういうふうな言っても差しつかえないと思うのです。こういう態度自体私はやはり誤りだと思ふのです。さらに明確なお答えを願いたいと思うのです。

○長澤政府委員 科学技術会議の議員につきましては、内閣総理大臣が議長でございまして、先ほどの大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官が入っております。そのほか学識経験者が五人と、それから日本学術会議の会長さんがお入りになっておられます。私ども学術会議の会長さんと実はきょうの十一時から連絡会議があつてお会いしているというふうなこともございまして、常に連絡をとって仕事を進めておるというところでございまして、また、そういうふうなことで、私ども学術会議の会長さんを代表にいたしまして、御意見を常に承って科学技術政策の立案には資している、こういうつもりでございまして、

○宮崎(仁)政府委員 ただいまも科学技術庁からお話があったように、私もどなたもいたしまして、決してこの学術会議という最高の機関を無視するということとは全くございせん。ただ、この機構の成立をいたします経過におきまして、先ほどからお話をいたしておりますような形で進んでまいりましたので、科学技術庁あるいはこの関係各省というところを通じて、そういういろいろな面についての御意見等も反映をさせていただいて、そして機構についての御意見をいただく、こういうことでやってみようというつもりでございます。

正式に日本学術会議に諮問すべきであつたかどうかということになりますと、御指摘のような点も考えられますけれども、従来そういう例があまりなかつたということもございまして、私どもとしては、こういう形で今回の構想をまとめて提案をした、こういう経緯でございまして、その辺をひとつ御理解を願いたいと思ひます。

○野間委員 この法案について所管庁は経済企画庁になりますので、いま申し上げたように科学技術会議に対しては何度も言っております。「一九七〇年代における総合的科学技術政策の基本について、これはまさに下敷きなんです、こういう諮問をして、答申までとっておるわけですね。ところが、このごろだけではないに、今日に至るも、学術会議に対しては何らのこういうような手だてをとっていない。しかも、先ほど指摘をしたように、科学技術基本法の制定とか、あるいは科学技術第一次五カ年計画の実施、これは学術会議では二大勧告というふうな言っておりますけれども、この二つの勧告までされている。このようにして将来の科学計画、これについては学術会議としても非常に関心を持って、しかも、自分らが積極的に意欲を持ってこういうところに参画したい、こういう要請ないしは希望があるにもかかわらず、いま申し上げたように、科学技術会議に対しては諮問をしても、学術会議には何ら手だてがしてない。これはやはり無視ないしは軽視しておるという以外にないと思ふのですけれども、いかがですか。

○宮崎(仁)政府委員 若干繰り返しになりますけれども、経緯的に先ほどのようなことでございまして、私どもの気持ちとして、決してこの学術会議を軽視するということとはございせん。また、科学技術会議に対する関係を言ってみれば、こういう機関をつくるために諮問をしたというわけではないわけではございまして、一九七〇年代の科学技術政策という非常に広範な問題に対する答申の一つとして、こういうソフトサイエンス、これも科学技術面でございますが、そういうことについての研究機関の問題が言われた。今度でます機構は、それにさらに人文科学、社会科学の面も加えまして、第一条にございまして非常に広範な目的を持った機構をつくつてまいるのでございまして、そういう意味では、学術会議との関係なども当然非常に深くなつてくると思ひますけれども、民間の機関としてつくるとい

うこともございまして、直接の諮問はしなかった、こういう経過でございますが、確かに御指摘のような面もございますので、これからの運営にあたっていろいろとひとつ連絡を密にし、そして御指導を仰いでいくというように考えてまいりたいと思っております。

○野間委員 この同じ北川先生の書かれた本の中に、これは学術会議のいろいろな研究の成果そのものがずっとここに取り入れられておられるわけですが、この中にはシンクタンクに関連して、総合研究会議の設置、その基本方針ないしは機構、そういうものも詳細にずっと述べられているわけですね。こういうふうなものを御存じかどうか、あるいは御存じであるとすれば、どのように評価されておられるのか、これをひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○宮崎(仁)政府委員 ただいまの文献について私、直接には承知をいたしておりませんが、四十六、四十七年と二年にわたりまして、主として科学技術庁、通産省、経済企画庁、それから民間の関係の方々等を動員いたしましていろいろ調査研究をやっておりますので、当然そういった問題についても検討いたしておると思っております。私どもとしては、そういった各方面の御意見なり、お考えというものを十分に検討いたしました結果、こういう形でつくるのが最適であろうという結論に達したわけでございます。諸外国の機関等についても相当の調査をいたしました。そういった結果で出たというふうに御理解を願いたいと思っております。

○野間委員 いま申し上げたように、基本方針あるいは機構について構想がすでに発表されておるわけですね。そういうものについてどのように評価されておられるのか、特に自主性あるいは民主的な機構ないしはその運営について、私はこの法案との関係で非常に問題に思っておりますので、学術会議でつくったそういうものについてどういうふうな評価されるのかということ、いまいろいろなものを参酌した上でこういう法案を考えた、こう

いうお話がありましたので、さらに答弁を求めたいと思っております。

○宮崎(仁)政府委員 いまおあげになりました北川先生のこの報告書の該当文について私直接勉強しておりませんので、それについての評価はどうかというところはちょっと私から申し上げられませんが、先ほど申しましたように、多数の方々を動員していろいろの調査を実施したということでございますので、そういった文献等も当然私どもとしては勉強した結果でこの結論が出されておる、こういうふうな了解をいたしておる次第でございます。

○野間委員 そういう答弁じゃ困るわけですよ。実際に読んでいないのに、多数のいろいろなものを研究してそれを配慮してということとは私は出てこないと思うのです。私が指摘したのは単に北川先生の個人のものじゃないのです。これは学術会議の将来計画についての委員会の中で練り上げられた構想であり、論文であるわけですね。こういうものをあなた自身——おそらくこの法案をつくる際の責任者だと思っておりますが、あなた自身がそういう文献すらごらんになっていないというところに、やはり同じように学術会議そのものを無視しておるといことが端的に出てくると思うのです。ですから、私はここで申し上げたいのは、いまからでもおそくないと思うのです。学術会議にひとつ諮問をして、もう一ぺん出直すという方向で検討する余地はないかどうかということでございます。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘の点はわかりますけれども、言ってみれば、政府としては結論を出し、そして法案にして御審議を願っておる次第でございますので、これからあらためて諮問をするというのではたいへんまた失礼でもございまいしょうから、私どもとしては、こういった形で設立をお認めいただきまして、そして運営等について今後いろいろと御指導を仰いでいく、こういうことにいたしましたと思っております。

○野間委員 決していまからでもおそくないわけ

で、いいものをつくるためには悪いものは全部捨て去る、これは当然考えてしかるべきだと思うのです。

若干の経過について学術会議の関係で調べてみたのですが、先ほど申し上げたように、ここに文献がありますが、科学技術会議に対しては四十五年の八月二十五日、「一九七〇年代における総合的科学技術政策の基本について」というものを諮問された。学術会議では、この科学技術会議の諮問のあと、十月三十日付で同じようなテーマについて総理に申し入れをしておる。これは「一九七〇年代以降の科学・技術について」という、学術会議が編集をして大蔵省の印刷局で発行しておる書物であります。この書物の二二七ページにあるわけですが、この中にも「政府は本会議のこの意図を尊重し、「一九七〇年代における総合的科学技術政策」を策定するに当ても、十分に本会議と連絡をとりたい。」というところで、これは五十七回総会の決議を経て政府に申し入れをしておるわけですね。

こういうふうな申し入れがむしろ学術会議のほうから積極的になされている。ところが、政府としては、こういうところには諮問をせず、ほかのところへ諮問をして、こういう法案が出されておる。先ほどから何度も言っておりますように、これらはこの法案の基礎と申しますか、下敷きにして当然尊重して使わなければならない問題であるにもかかわらず、全くこれに対しても答えておられないというふうなことに、私は非常に問題だと思っておりますが、この点についてはどうですか。申し入れについて、あったということは認められると思うのですが、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 この点は、先ほど長澤局長の御答弁にもございましたが、経済企画庁の立場といたしますと、科学技術会議あるいは科学技術の問題もございまして、産業構造その他の問題もありませんし、経済一般の問題、社会の問題、そういった広範な問題を取り上げていく機構としてこの機構を考えたわけでございます。したがって

て、科学技術の問題については主として科学技術庁のほうの御方針に従ってやっていくということで、四十六、四十七年度ともに協力してやってまいったわけでございます。いまのお話のような点も、科学技術庁において、いろいろと学術会議との関係等もお打ち合わせをいたしまして、そして、私どもに対して、これはこういう方向で考えるべきであるというふうなことの御意見が出たものと承知しておるわけでございます。私のほうでの直接の勉強が不十分だった点はおわびをいたしますが、そういうことで私どもは進めてきた、こういうふうな理解を願いたいと思っております。

○野間委員 それでは、科学技術庁に対してその点についてお伺いするのですが、四十五年十月三十日付で、総理大臣あて申し入れの「一九七〇年代の科学のあり方について」という文書が五十七回総会の決議で出されておりますが、この末尾に、いま申し上げたように、「一九七〇年代における総合的科学技術政策」を策定するに当ても、十分に本会議と連絡をとりたい。」とあります。しかも、これはいま申し上げた科学技術会議に対する諮問がなされたあとなんです。この申し入れ書の中にもそれが含まれているというのです。政府は、科学技術会議に対し「一九七〇年代における総合的科学技術政策の基本について」の諮問を発しており、その答申がかなり早い時期に行なわれるはこびになっている趣意である。」とあります。「趣意である。」と書いてあるのです。つまり、直接学術会議は知らない、知らないけれども、そのように聞いておるとい趣旨だと思っております。

しかも、次いで、「元来、科学技術会議は人文・社会科学のみに関するものを取り扱わない等の制約があるので、この諮問に対する答申が独走する場合は、人文・社会科学を含む科学の全分野の調和ある発展を阻害するおそれがある。」というように、ちゃんと申し入れの中に指摘があるわけですね。先ほど経企庁では、科学技術庁と十分連絡をとって相談してというふうな言われたわけでは

が、このように、科学技術会議そのもののこの問題も含めて、しかも「十分に本会議と連絡をとられたい」という学術会議の申し入れがあるわけですから、これを科学技術庁は無視されたわけですか。どうですか。

○長澤政府委員 先ほども御答弁申し上げましたとおり、科学技術会議の議員には、日本学術会議の会長越智先生がお入りになっておりまして、私もこのようにふうな諮問における答申につきましても、学術会議の会長としての越智先生の御意見も……（野間委員「四十五年ですよ」と呼ぶ）いまは越智先生でございます。当時——いずれにせよ、これは科学技術会議の議員に日本学術会議の会長が常にお入りになる形になっておりまして、大臣と同じような資格でお入りになっておりますので、常に私もこの答申におきましても、あるいはどういふふうな意見においても、御意見を聞きながらやってまいった次第でございます。

○野間委員 それでは、この申し入れに対して、あなたの方で、具体的に学術会議にとられた態度、どのようなことを具体的にされたのか、それを明らかにしてほしいと思うのです。

○長澤政府委員 この諮問の当時、私担当しておりますので、こまかい具体的な、いつ、しからばどういふふうな措置で連絡をとったかということとはこまかく存じませんが、いまわれわれが仕事でいつもやっておりますことで推定いたしますと、当然、私たちの考えておりますことは、学術会議会長を通じてお話ししておりましたので、われわれの意見は、答申については学術会議は承知しておると思ひますし、会長は、会議で常に学術会議の御意見を述べておりましたので、十分御意見はお互いに交流していたものと考えております。

○野間委員 そういう推測で答えてもらっては困るわけです。ここでは責任ある答弁をしなければ困るわけです。

科学技術会議だけでは「人文・社会科学のみに関するものを取り扱わない等の制約があるので、この諮問に対する答申が独走する場合は」「全分野の調和ある発展を阻害するおそれがある」「これまで指摘しておるわけです。こういうふうなことから考えても、何度か言うように、最高頭脳に対してどうして連絡ないしはその諮問を残さなかったのか。これは依然として疑問が残るわけです。しかも、科学技術会議にこの諮問をした、これについてすら正式には学術会議は知らないわけですから、この中にも答申した云々とあって「なっている趣である。」というふうなことで、これは正式には学術会議は知らないというところが前提でこの申し入れは書かれていたわけですね。こういうふうなことで、やはり片手落ちだ、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○宮崎（二）政府委員 科学技術会議の運用について私どもはそれほど詳しく存じておりませんが、いまも長澤局長からお答えを申し上げておりますように、学術会議の会長がメンバーになっておられるというところから見ても、密接な連絡のもとにいろいろの施策がとられておる、こう考えております。

しかし、確かに御指摘のように、人文科学的な問題等についての施策をどうするかということもあるわけでございますが、今度の機構というものが、これはまだ固まらない分野と申しますか、どういふことに取り組んでいくかということとは、先ほどからいろいろの御質問にもお答え申し上げておりますように、これから固まってくる面が多いわけでございますので、そういう具体的な問題をこれから選定していくという形におきまして、学術会議のお考え等が反映してまいりますように、私どもとしても心がけてまいりたいと思ひます。

○野間委員 科学技術庁にさらにお尋ねするわけですが、確かに科学技術会議そのものには学術会議の会長が議員として入っているのは間違いないわけですが、しかしこれは、単に科学技術会

議の議員として入っておるだけで、議員なんです。科学技術会議そのものじゃないわけですね。たとえば一人が二つの会社の代表者を兼ねておる場合に、一つに出したから一つに出さなくていいんだ、同じ社長じゃないかという理屈が通らないのと同じなんですか。これはまさに会長が一人の議員として会議に入っているわけですね。しかも、科学技術

会議の重要な仕事の一つとして、「日本学術会議への諮問」というのが二条の一項四号にちゃんとあるわけですね。こういうものすら無視しておるといふふうな考えざるを得ないと思うのです。いま申し上げたように、内閣総理大臣から諮問があつて、諮問があつたそのあとで、学術会議から伝え聞いて申し入れがなされておる。非常に重視しておるから、学術会議も申し入れておるわけですね。ところが、それにもかかわらず、しかもいま申し上げたような設置法の二条一項四号で「日本学術会議への諮問」、これも仕事の一つの大事な部分なんです。これすらやられていないということはどういうことなんでしょう。

○長澤政府委員 先ほどの議員の件でございますけれども、われわれは、いろいろな答申あるいは作業を、ただいまも実は国民生活に関連する研究開発目標というので作業をやっておりますが、たとえば、そういうようなときにはワーキンググループを實際につくってやります。そのワーキンググループの構成メンバーにつきましては、若干の学者につきましても学術会議からの推薦を得て、たとえは同じような学術会議の該当部会の先生を必ず入れるというふうな方向でいままでもやっておりますので、単なる議員としての会長さんがお入りになっていくだけということではなくて、ワーキンググループのメンバーにもお入りいただき、常にいろいろな専門的な御意見をいただいておりますが、実情でございます。

それから、日本学術会議への諮問及び答申に関するところ、これはいわば政府と学術会議との窓口の役目をしておるわけでございます。政府が諮問する際に、科学技術庁あるいは科学技術会議を

通じまして、あるいは学術会議が政府に対してのいろいろな勧告をする際に、私どものところで受けとめるといふと変ですけれども、まず科学技術会議にお話ございまして、そして関係各省を集めて、その説明会を開き、関係各省がそれを行政に取り入れていくための努力をする、こういうふうなことをやっておるわけでございます。

○野間委員 さっぱりわからぬのですが、それだけではなしに、その後も、五十八回総会あるいは五十九回総会、いずれもいろいろな重要な問題について申し合わせ、ないしは四十六年十二月九日には、科学研究五カ年計画についての勧告までなされておるわけですね。この勧告については、時間があまりありませんので引用するわけにいきませんけれども、学術会議が発行しておる「勧告・声明集第六集」一九六九年一月から七二年一月まで集めたものですけれども、この中にちゃんとあるわけですね。こういうふうに非常に重視しておるというところを経企庁に特に私は指摘したいと思うのです。一度や二度じゃないのです。ずっと以前から何回も何回も学術会議は、政府に対して勧告あるいは申し入れをやっておるわけですね。ところが、全くこれに対してはナシのつぶてである。だからこそ学術会議は非常に不遇である、不遇をかこつておるというところまで最高の頭脳をして嘆かせたというところに大きな問題があると思うのです。

こういうふうな軽視の態度、これは一つや二つじゃないというところは、いままで指摘したとおりで、どう思ふのです。その点については、どうなんですか。

○宮崎（二）政府委員 科学技術政策あるいは研究問題一般につきまして、国としてどのようなウェイトをとっていくべきかというところは非常に重要な施策でございます。経済企画庁としても、先ほど申し上げたおかげになりました経済審議会の研究委員会等でもこういった問題を取り上げて、そしてこれからの方向を出したわけでございます。それから今回の経済社会基本計画においても、こういった問題について、従来のたとえば国民所得に

対する割合が二%程度の研究費を三%の水準に上げていこうというようなことをいつておりますし、そういった大筋の問題については、学術会議のこういった御提言あるいは勧告というようなことについて、私どもとしてはそれぞれ勉強いたしまして、そして政策として受けとめていく、こういう態度でやっておるわけでございます。今回の機構はやや特別のものでございましたので、確かに諮問をするというようにいたしませんでしたが、全体としてはもちろん大いに尊重をして政策として受けとめていく、こういうことでやってきたつもりでございますし、今後ともそのつもりであります。

○野間委員 結局せんじ詰めて考えますと、冒頭にも申し上げたのですが、いわゆる行政サイドないしは企業サイドですね、そういうところから意見を聞いたにすぎないということになるかと思うのです。あげましたように、経済審議会技術進歩研究委員会とか、あるいは通産省大臣官房情報化対策室ですか、あるいは科学技術会議、こういうところに依拠した一つの意見だといふふうに私は考えざるを得ないと思うのです。この中に、先ほどから言っておりますように、非常にアカデミックな、しかも最高の頭脳が全く入っていない、こういうようなことと、私どもはどうしてこれは納得することができないわけですね。また、中身についても、いまから入りますけれども、学術会議その他が機構上全くここから欠落している、非常に私は遺憾だと思ふのです。

そこで中身に入るわけですが、これは多少重複するかも知れませんが、あしからず御了承いただいたと思うのです。

まず、四条の関係ですが、これも何回も質問されておるわけですが、政府以外の者の出資者です。これは具体的には先ほどから出ておりますのは、民間あるいは地方公共団体というふうなものが出ておるようですけれども、さらに再度明確にしたい。それからその額、それから募集の方法、これをひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

す。

○宮崎(仁)政府委員 第四条にいう「政府以外の者」としては、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ広範にこれは考えたいと思つておるわけでございますが、具体的には、民間の経済界あるいは各種団体、地方公共団体等が考えられてくると思ひます。そして、その具体的なやり方をどうするかというふうなことにについては、まだ法案も審議の途中の段階でございますので、明確なことをきめておるわけではございませんが、機構の性格から見まして、民間の方々で自主的にそういった構想を固めていただく、発起人会においてその具体的な構想をきめていただく、こういうつもりでございますが、先ほどから申し上げておりますように、一応われわれといたしましては三ないし五年間に三百億くらいの基金構想を持っております、そのうち半分を政府出資ということで考へておる、こういう構想でございます。

○野間委員 かなり大金になると思ふんですね。この大金を具体的にどのような方向で、どういうところから集めるのかということ、これはやはりこの法案を立案された以上、しっかりとしたものがないければおかしな思ひますし、ぼくは構想があると思ふんですね。懸念するのは、これだけの大金を出せる人という、やはりこれは大企業、大会社しかないと思ふんですね。こういうところで一部大会社からちよこちよこ集めてきて事足り、こういうようなことからつくるといふことになる、まさに従前の法案をつくる経過からしても明らかだと思ふんですが、これはやはり大会社ベースになりまして、とんでもない方向になりはしないかという懸念を持つのです。ですから、これはやはりこの法律をつくられた責任者として、具体的にどのような構想を持っておられるのか。金を集める方法です。どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 御承知のように、すでに数年前でございましたが、二、三年前に、民間の財界のほうでこういった問題にやや類する構想で一千億財団をつくらうとかいうような構想もござい

ましたし、その後いろいろの分野でこういった問題について研究等が進められておるといふことも承知をいたしております。それから現に二十ほどの民間のシンクタンクもできておるわけであります。

そういうことから見まして、まず、いわゆる経済界のほうからの問題といたしましては、現在の社会情勢から見ても、やはりこういう非常に広範な分野について、企業の社会的な責任を果たすというふうな趣旨からも、相当の資金を出してくる、出してもらうということは、もちろんそう簡単だとは私どもは申しませんけれども、必ずしもそう困難ではない、こういう判断をそれぞれいたします。二年間の検討の結果持ったわけでございます。

それから、もちろん公共団体も一つの問題でございますが、これは財政的にいろいろまた制約のあるところがございますから、国の法律でどうだということをご想定して縛つてしまふとはいかぬものであろうか、こういうこともございまして、法律の制定をまわしまして自治省、さらに公共団体側とお打ち合わせをしてきめてまいりたい、こう思つておる次第でございます。

そういうことでございまして、どこからどのぐらゐの金をどういう計画で集めるところまで、そのものをつくつておるわけではございせんが、私どもとしては、今年度の三十億に見合つて、うにあえず民間も三十億程度出していたら、ということをやらずにやればならぬと思ふんですが、先ほど申しました三百億構想というものを三ないし五年でやっていくということについては、現在の事情から見まして、これは何とかやっているとはいへないか、こういうふうにご考へておる次第でございます。

○野間委員 民間の中には個人と法人があり、法人の中には営利法人それから非営利法人があるわけですが、その民間の内訳というのか、これはどういふ構想を持っておられるのか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、特にどこから幾らというふうな計画

は持つておりません。できるだけ広範にやりたいということでございますが、出資については、午前中も御指摘がございましたようにあまりメリツトがございせんから、これはなかなかそう簡単に出不せないのでないかという御意見もございしますが、そういうことであれば、場合によっては指定寄付というふうなことも含めまして、指定寄付、つまり税制の面で優遇をせられる寄付でございますが、そういうものも一部入ってくるのではないかと、そういうことも考へております。こういう際には、法人も個人もあり得るのではないかと、こう思つております。いろいろの形を考へて、ひとつ資金の調達を考へてまいりたいと思つております。

○野間委員 それから同じ四条の四号ですが、「金銭以外の財産」とこれはいわゆる現物出資ですが、特に法律的に「金銭以外の財産」というような現物出資を規定された趣旨、これは、おそらくこういう規定をする以上、こまかなわずかなものではなく、やはりコンピュターとか非常に財産的価値の高いものを想定されておると思ふのですけれども、具体的にどのような構想を持っておられるか、ちよつと知らせていただきたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 この条文の趣旨は、主として政府が所有いたします建物あるいは土地等の不動産について場合によつては出資をしていただく、こういうつもりでございます。具体的に研究所の構想をどこにどういふものをつくるかということはまだ固まっておられませんから、そういった内容等は全然まだ白紙でございますけれども、それができるようにしておこう、国有財産の適当なものがあればこれを使わしてもらふ、つまり出資をしてもらうということにしたいと思つております。

○野間委員 そうすると、土地とか建物、いわば不動産というものについて国のものを使わす、こういうことが想定されておるわけですか。

○宮崎(仁)政府委員 目的はやや違ひますが、たとえば国民生活センターというのは経済企画庁が

持つておりますが、この国民生活センターは、土地の現物出賃を受けております。ああいった例からもわかりますように、適当なものがあれば出賃の形で受けたい、こう思っております。

○野間委員 それから九条の關係について聞きますが、九条に民法の五十条が準用されております。この五十条というのは主たる事務所住所があるという規定になるわけですが、そうしますと、これは午前中の質問にもあったのですが、主たる事務所の所在地が住所になるということですが、これは全国的にあちこちに從たる事務所を持つことが前提になっておるのかどうか、あるとすればそれはどういう組織になるのか、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 当面は基金構想が中心でございますから、おそらく東京あるいはその近辺に一カ所つくるといふことになつておると思いますが、この機構の業務の拡大に應じまして必要がありますれば全国の主要なところに支所と申しますか、そういうものをつくつてもいいのではないかと考へております。

○野間委員 それから次に十條、発起人の關係ですが、この発起人の人選というのは非常に大事だと私は思ふのです。というのは、この発起人が最初の役員まで定めるわけでしょう。第十五條の定款記載事項の中に、一項、十一号「設立当初の役員」とありますから、定款ですでに役員がきまるわけですね。そうだとすると、これは定款をつくるのは発起人ですから、発起人が最初の会長、理事長あるいは理事、これは非常勤も入れてそういうものを全部きめるということになつてゐるわけですね。ですから、最初の役員は発起人の段階ですべてきまつていく、こういう仕組みになつておるわけですが、そういう理解のしかたはそれとおりのなかでどうかという事です。そうだとすれば、これは實際経営企庁、所管庁が、発起人について手をこまねいて、こういう法律をつくつたからかたてにだれかつくれというのではなくて、具体的にはやはり構想があると思ふのです。構想なしにつくつたからというのではどうしておくれ

けにはいかぬと思うのです。特に第三條では「一を限り、設立されるものとする。」とありまして、このシンクタンクは日本で一つだ、こういうことになつておるわけですね。そうするとどうなんでしょう。発起人があちこちからわいて出る、そこまで考えようがないわけですが、しかしながら、これによつてあとのものがすべてきまつてくると思ふのです。いま申し上げたような最初の役員だけじゃなしに、これで会長がきまると、そのあと会長は、今度研究評議員もやはりきめるわけですね。ですから、そういうまさにヒトラーみたいな大きな権限を持ったものになるわけなんです。したがつて、このように重視しなければならぬ発起人については、どのような構想を持つておるのか。まさか構想がないとは言わせませんが、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 発起人については午前中もお答えを申し上げましたが、この機構の趣旨を十分御理解をいただけるような方々、そして實際の範囲としては、経済界、学界その他各方面からできるだけ広い範囲から御参加を願つてやつていったほうがいいのではないかと、こう思つておる次第でございます。

確かに発起人というものが非常に重要な役目をなします。この形については、もちろん法律の責任を持ちます経済企庁として十分注意をしましてまいりたいと思ふわけです。ただいま申し上げましたようなことでいろいろとこれから打ち合わせをしましてまいりまして、そうしていい形の発起人会ができるようにこれから考へてまいりたいと思つております。

○野間委員 どうやればいい形になるかというところが問題なんです、私は悪い形にしろということとは毛頭申してないし、あなたのほうとしてもそういうことは言えるはずがないと思う。だから、具体的にどういう構想を持つておるかということですね。これは十五人以上でしよう。そうすると、あちこちで出てきたつてこれはまとめなければならぬわけでしょう。しかも、一つしかできないわけ

ですから、何らかの構想があると思ふのです。いま階層について、財界とかあるいは学者という話がありましたけれども、しかし、これはやはり監督官庁の経営企庁がしっかりしなければだめですよ。とんでもないことになりませんか。だから、具体的にどのような構想を持つておるのか、もう少しはつきり答えていただきたいと思ふ。

○宮崎(仁)政府委員 この点を具体的に申し上げるといふことはちょっとできないと思ひますが、先ほどから申し上げておりますように、たとえば経済界といふことになれば経済界には幾つかの団体が現にございますし、そういった団体の代表的な方といふようなことは当然問題になつてくると思ひますし、あるいはそれ以外の団体ということになりますと、それぞれ労働界その他いろいろございましょう。さらに、現にシンクタンクといふものがあるわけでございますから、そういうものについて實際やつておられる方々といふものも入つてくるのではないだろうか。また、公共団体につきましても、先ほどから申し上げておる通りで、若干まだ未確定でございますけれども、出資をお願いするということになつてくれればというように考へております。

○野間委員 これをつくられるのは、いまの非常に深刻ないろいろな情勢、環境とか、あるいは都市問題とか、それは提案理由の説明の中にありますが、こういうものを何となくして国民生活に寄与しなければならぬという観点からつくられたわけでしょう、あなたのほうのそれによりますと。だから非常に重要な機構になるわけですね。こういう非常に重要な機構であるがゆゑに、特にこの発起人の選び方というものは、やはり具体的な理想なしにこういう法律をかつてにつくつたといふことは済まされなかつたと思ふのです。ですから聞きたいのは、この法案がかりに成立したとして、成立してからこの機構ができるまでに、経営企庁としては、どのような段取りでどういふ手だてをとるか、これをひとつ聞かしていただきたい。

○宮崎(仁)政府委員 段取りといひましては、

やはりこれを推進をしてまいりました関係各省、これは関係次官による推進協議会をつくることにいたしておりますが、ここにおいて各省の御意見を集約したいと思つております。

それからもう一つは、先ほどから申し上げております現にシンクタンクの一種の連絡会議みたいなものがございまして、こういう方々とお打ち合わせもいたしたい。それからさらに、財界のそれぞれの団体等の方々、あるいは地方公共団体といふような方々とお打ち合わせをいたしながら具体的な発起人会の構想をつくつていく、こういうことにしたいと思つております。

○野間委員 それではやはりどう考へても弱いと思ふのです。たとえば、具体的に聞きますが、先ほどから問題にしておる学術会議ですね。こういうものは一体どう考へておられますか。この発起人の中に入れるか入れないのか。あるいは労働組合、たとえば総評とか同盟、こういう組織ですね。あるいは住民のいろいろな組織、婦人団体とか青年団体の民主的な組織がありますが、こういうものについてはどうなんでしょう。

○宮崎(仁)政府委員 この発起人は、いわゆる民間の方々をもつて組織いたしますので、学術会議のような政府の機関となるべきものは入つてこないと思ひますが、学術といふことで、實際には學者の資格でお入りいただくことがあるかもしれせん。それから労働関係の団体等についても、そういう御要望がございすれば、これは当然考へていつてもいいのではないかと考へております。

○野間委員 要望があれば考へるという程度では、これはどうにもならぬわけですね。「これからは、これから」と呼ぶ者あり、これからと言つけれども、しかし、いま現に審議して、まかり間違つたら通るんですよ、これは。しかし、通つたその段階で、では一体どうするんだ、どこでどう手綱を締めて歯どめができるのかというところになりまして、いまの答弁では全くわからぬわけですね。希望があれば配慮するという程度で、いま具体的に

にたとえ環境とか都市問題、こういうことが提案理由の説明の中に出ておるので、それなりに関係のある、利害関係のある人を、もしつくることしたら、こういうものを入れるべきではないかというところで提起したわけですが、しかし、それについても全然考えがまとまっていなくて、これは、これはたいへんなことだと私は思うのです。

それから、具体的に、これが成立するまでの経企庁のうしろだてと申しますか、手だて、これはつくれば法律ができたというところで官報で告示しますね。あとは関係各省と協議をして、そしてその中で具体的には発起人の人選を進めて、発起人ができた段階で、その中で定款の作成あるいは募集方法等をきめ、役員もきめて、その中で、では経企庁としてはどのように関与されるのか。その点どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 関係各省との推進協議会においては、私も経済企画庁のほうが庶務をするというところになると思います。それから民間側の方々のいろいろのお打ち合わせ等についての事務的ないろいろの手続その他の問題について、経済企画庁の中に室がつくられておりますから、こういうところでもって庶務をやつてまいりたいと思っております。もちろん発起人をつくるという点でも、やはり中心になるような人が何人かおるわけですから、そういう方々と御相談をしながら具体的に構想をきめ、そして事務的な手続その他もきめていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○野間委員 学術会議に対して、その発起人の依頼と申しますか、発起人にだけ加わってくれぬか、こういう申し入れはなさる用意があるのかないのか。その点はどうか。

○宮崎(仁)政府委員 学術会議は、いわば日本の全学界ということでございますから、そういう形で御推薦をいただくということは考えておりません。

○野間委員 そうすると、関係各省と協議をされて、その結果、たとえば科学技術庁の関係でな

たか学者がよろうということになれば、たまたまその中に学術会議の会員が入る可能性はある、その程度ですね。そういうことで、発起人の構成ですが、午前中の質問にもありましたが、大部分が財界で、一部が学者という答弁があったと思うのですが、そういうふうに理解していいですか。

○宮崎(仁)政府委員 その構成ウェイトをどの程度に考えるかということはまだきまつておりませんので、大部分が経済界ということですので方針をきめておるといふわけではございません。しかし、出資の募集その他の問題も考えてまいりますと、やはり相当財界の方々にお願いいたしたいということも必要であらうかと思つておる次第でございます。構成等はまだきまつておりません。

○野間委員 そうすると、結局行政府と財界ベースでこういうものがやはりでき上がる。そうなりますと、私が疑問に思ふのは、組織の自主性あるいは民主性、これはやはり官庁が首領をとつて協議をされて、そして発起人が選ばれてやるわけですが、しかも発起人がすべての役員人事、それから研究評議員は会長が任命するわけですね。しかも、そういう仕組みの基本になる発起人に、財界が主力で、たまたまと申しますか、一部の構想では学者が入るといふようなことになりませんか。結局官庁と財界がこの機構をぐるぐる動かすということになりませんか、あらゆるものから独立して民主的研究をするという点から考えて、非常に大きな問題があると思ふのです。ですから、役員を選考とか、あるいは研究評議員等について選挙とかいふようなことで、民主的に選ぶというようなことを考えたことはないのか、これには実際ありませんけれども、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申し上げましたように、四十六年から検討してまいりましたが、各国の例等も調べておりますけれども、選挙というようなことは考えたことはございません。

○野間委員 時間の関係ではしませんが、兼職の禁止というのがありますね。十八条です。この

ただし書きがあります。どういう場合を想定されているわけですか。たとえば、財界から選ばれた役員、これはたまたま書きによって会社役員あるいは会社の従業員としての地位があるままで差しつかえない、こういうことを想定してたまたま書きができたのかどうか。

○喜多村説明員 そのたまたま書きでございますが、一律に前のところのように禁止いたしますと、人材登用に不都合がございました。たとえ兼職いたしましたとしても、機構の役員としての職務の遂行といったものに支障がないという場合があります。事実問題としてございまして、そういう場合には承認にかかわりしめてそれを許す、こういうことでございまして。

○野間委員 具体的にはどういう場合ですか、ちょっと教えてください。

○喜多村説明員 たとえば非常勤の理事の場合の例をとつたほうがいいかと思ひますけれども……

○野間委員 非常勤の理事は、十八条を除いてありますよ。

○喜多村説明員 それでは、たとえば国民生活センターの場合を例としてあげてもよろしゅうございまして、こういう場合にも、たとえば本務として会社の役員あるいは私立学校の先生というような場合があります。

○野間委員 私立学校は営利じゃないですよ。

○喜多村説明員 営利を目的とするような法人の役員をしている場合があるかと思ひます。その人を理事にするということになるかと思ひます。

方かならねるということもあり得ると思ひます。これはやはり広く人材を求めるといふ点から見まして、そういう方は、公職についておられるというところであれば話は別でございますが、民間におられる方の場合には、何らかの仕事をやっておられる方が多いわけではございません。したがって、こういう規定も必要であるということ、例文として入つておるわけではございません。

○野間委員 ですから、具体的にしほりをかけておくと、たまたま書きがあつてもなくても結局たまたま書きが本則になつてしまつて、要するに兼職ができるんだということになれば、これはとんでもないことだと思ふのです。十八条に書いてあります本文では「営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」つまり、営利目的、営利事業でしよ。こういう場合には原則として役員にはなれない、こういうことですね。ところが、承認を受けたときには兼職してもよろしい、こういうふうになつておるわけですね。ですから、抽象的に営利事業の役員をしておるといふようなことでなくて、具体的にこの場合にこの兼職ができるのか、つまり具体的なしほりの基準をつくらなければ、結局たまたま書きが本則になつてしまふんじゃないかというところを申し上げておるわけ、どのようにしほりという基準を考へておられるのか、その点を聞いておるのです。会長ならいいとか相談役とかいふ出ましたが、そういうふうには発言されなかつたかもわかりませんが、その点、どうですか。

○小坂國務大臣 原則といたしましては、これはいかぬのであります。まことに例外として、内閣総理大臣が認めた場合にはこの限りではないというところであります。できないというのが本則でございます。

たとえばということでお聞きになりたいようでございますから申し上げますと、かりに私の場合ですね、國務大臣をやつておるといふことでございまして、内閣総理大臣が認めれば、どこかの営利会社の役員をやつてもいいわけではございません。

れども、そういうことを國務大臣として總理大臣に特に認めてもらうということが大体好ましくないことではございますから、そういう場合には営利会社の役員はやるということに自然になっていくわけでございまして、その間に、御心配のようなか何か営利会社とシンクタンクとの関係に不当なものがついていくというようなことはない。また、そんなことがわからないような者は役員にしないということになると思います。

○野間委員 小坂長官、会長に一応予定されておるわけですか。そうじゃないでしょう。いまお聞きしているのは——國務大臣は営利じゃないですか。何か営利会社の社長をされておるのですか。私はよく知りませんが……

○小坂國務大臣 そうじゃなくて、たとえて申し上げておるのでございまして、國務大臣になるような場合には、代議士としては営利会社の役員をやっておる人もこれをやるのが通則でございす。しかし、やってもいいという場合には、總理大臣の許可を求めればやってもいいわけでございますけれども、大体においてそういう例外はみな求めないのが一般の常識になっておるわけで、研究開発機構の役員の場合にもそういうような意味で兼職しないというのが原則で、例外は認めておく、そういう道をつけておくということが硬直させない原因になるので、これには書いておくという程度のものであるということを言っておるわけです。

○野間委員 ですから、具体的にどのような基準を置いておられるのかということですね。つまり、営利を目的とする団体の役員であればすべてこれを兼職してもいいというわけではありませんし、また、逆の場合もそうなのですね。それがただし書きでしょう。ですから、ただし書きの承認を受けるときの一つの基準、しほりですね、こういうものはやはりきめておかなければ、これは実際あつてもないようになるのじゃないかということ懸念しているわけですね。どうですか。つまり私が申し上げたいのは、もうこういふただし書き

を一切削除して、非常勤の理事も同じように兼職をしてはならぬということにしたらどうなのかということを言っておるのです。

○小坂國務大臣 たとえば会長ならいいとか、相談役ならいいとか、そういうことは特に書かぬほうがいいのではないか、この程度に書くほうがよろしいというふうにわれわれは考えておるわけですね。

○野間委員 御回答はこれでやめておきます。

次に二十一条の職員、これも板川先生のほうから質問があつたのですが、この職員には研究員は含まれるのかどうか。これはたしか含まれないというふうな答弁であつたと思ひますけれども、もう一べんそれを確認しておきたいと思ひます。もし含まれないとすれば、それでは研究員そのものはどのような基準でだれが採用するのか。これは明らかになつておらないと思ひますが、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほどちょっと説明不十分だつたと思ひますが、この機構として、研究をみずからやるということで研究員を採る場合には、当然職員になるわけでございす。ただ、当面は基金構想でございすから、庶民的な方々が大体職員になつて、研究員はむしろ外部から来ていただくことになるだらうということを申し上げた次第でございす。たてまえはみずから研究をするということになつておるから、その場合には職員となるわけでございす。

研究員に対する規定がないではないかという御指摘を板川先生からもいただいたわけでございますが、これを書くことになつてまいりました。とて制約的なことを書くことになつてまいりました。で、そういう形ではなく、むしろ研究をやつていただく方々については、給与その他の面あるいは研究の成果の面等について非常な自由性を持つてやつていただくということがいいのではないだらうか、こういう趣旨で特に規定を置かなかつたというわけでございます。

○野間委員 そうしますと、研究員の身分はどう

なるわけですか。二十二条では、職員については「公務に従事する職員とみなす。」ということ、準公務員の扱いですね。こういう規定があります。が、そうすると、一般の職員でない研究員、これは常勤なのか非常勤なのか。これはいろいろあると思ひますが、それぞれの身分は一体どうなるのか。特に民間の企業の研究者あるいは大学なら大学の研究者、そういう者との関係はどうなるのか、特に待遇の面についてはどうなるのか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 ここで具体的なプロジェクトを取り上げて、そして、民間のあるいは政府の研究機関もあるかもしれないが、そういうところから出向していただく場合には、その出向の期間に限つてはやはり職員としての規定が働く、こういうふうになつておるわけでございます。待遇等については、先ほど申し上げたようなやり方であつてまいりたいと思ひます。

○野間委員 そうしますと、午前中の答弁では、職員でない研究員がおつたという答弁があつたと思ひますが、それはどうなんですか。そうでなくて、研究員はすべて職員になるのですか。つまり二十二条で、職員は公務員たる性質を持つていしょう。ですから、職員でない研究員の場合は一体どうなるのかということですね。

○宮崎(仁)政府委員 若干混乱した答弁を申し上げます。いろいろの研究について委託をしたり、あるいは民間シンクタンクと提携をしたりということも考えられておりますので、そういった形で任意につくられるプロジェクトチームについては、研究員の方々が職員でない場合が当然あり得る、こういうことでございます。この機構として実施するプロジェクトに御参加を願う場合には、その期間については職員というところでございす。

○野間委員 そうしますと、何かのテーマをきめて研究する際に、研究員としてこの機構の中に入つた場合にはすべて職員ということになるわけですか。その場合、職員としての身分はどうなる

わけですか。たとえば常勤とか非常勤、これは特に労働法上の問題がありますので、この身分をどう保全するかということについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○喜多村説明員 こまかい身分関係は、この機構ができましたときに職員に関する規定等々で明記いたします。したがひまして、それに譲るわけでありませうけれども、一つは、この機構の本来の研究員、これはもちろん職員でございす。先生の御指摘がありましたように、あるプロジェクトに参加していただく職員がございす。それを非常勤として扱います場合には、非常勤の職員でございす。その場合に給与がどうなるかということにつきましても、出向先との機構との間の契約でもつて、あるいは話し合ひでもつて行なわれるものと思ひます。したがひまして、非常勤であつても、この職員であります場合には二十二条の適用がありますし、また、一般労働法の適用があるわけでございす。

○野間委員 そうしますと、すべての研究員が二十一条で言う職員に当たつた職員なんだ、こう理解していいわけですね。そうだとすれば、この二十一条の職員、この内訳ですね。たとえば研究員とあるいは一般事務職とかあるいは技術者とか、いろいろあると思ひますが、これはどのような構想、大体何名くらい、どういふふうを考えておられるのか。

○宮崎(仁)政府委員 基金構想の場合の庶務的な人員については二十名ないし二十二、三名程度と申し上げましたが、研究のほうは、テーマの選び方によりまして、また、その規模によりまして動いてまいりますので、そのことに参加する人員については、具体的には毎年度の計画できめていく、こういうことになると思ひます。

○野間委員 わからなくちゃ困ると思ひますがね。つまり非常勤の職員と常勤の職員とおるわけでしょう。その研究員も職員だとすれば、その二十一条の職員の中には研究員とそうでない職員が

おるわけですよ。そうですね。ですから、それらの割合がどうなるのかということですね。わかりますか。大体何名くらい予定しておられるのか。これは予算の関係でもちろん問題になりますし、身分の関係で、研究員も職員だとすれば、そういうものが出てくるのですが、どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 確かに研究員についても、これは何名というの、具体的なプロジェクトがきまれば、それに参加する人としてきまってくるわけですが、現在の段階では、どういうプロジェクトをどういう形で取り上げていくということは、内容はまだきまっておられません。これは事業計画と同時にきめていく、こういうことでございまして、当然これはこの数年間にだんだん大きくなっていくと思います。また、委託研究という問題もありますから、それによっても違ってくる、こういうことでございまして、いま研究員について何名にするかということ想定はいたしておけません。

○野間委員 たしかに午前中のときには二十三名か何か答えられたと思いますが、そうするとまた変わるわけですか。どうなんですか。しかも、その内訳ですね。これはわからぬようなことを言っていると思うのです。

それからもう一つ聞きますが、これは一体どういう選考基準でだれが任命するのかということですね。これは特に研究員の場合は書いていないので、職員の中に全部入るとすれば会長の任命になりますね。選考基準は一体どうなるのですか。このあたりは一体どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 二十二、三名程度と申し上げましたのは、基金構想三百億円になったときの事務職員の数を一応考えたものでございます。

選考の基準等につきましては、これは機構の定款その他がきまりますときに、そういった内部規定等もきめてまいりたいと思っております。

○野間委員 しかし、定款の中にないですよ。十五条の中に、研究評議会については一項六号にあります。研究員については全くないんですよ。

実際一番大事な機構としては研究員でしょう。シャッポがおつても実際研究員がまじめに研究しなければ何もならぬわけですね。からがあつて中身がないということになる。ところが、その研究員については、いまあなたが答弁したけれども、十五条の定款の必要とすべき記載事項じゃないわけですね。どういう構想を持っておられるのか、それをいま明らかにできませんか。

○宮崎(仁)政府委員 このシンクタンクの特徴といたしまして、こういった研究に従事していただく方々というものは、言ってみれば、従来の公務員その他の給与体系と違って、それぞれの学識なり能力に応じて給与が払われるような形で、しかも身分等につきましても、もとのところの、たとえば研究所等における身分とあまりかわりなく自由に勤める、こういうものを想定して考えておるわけですが、それが、やはりこういうふうにしてきめていくかというの、やはりこの機構の具体的な内容を決定するときに同時にきめていく、こういう構想になろうかと思っております。

○野間委員 そういう行き当たりばつちのやけくそみたいなことを言ってもらつては困るので、つくられた以上、中身についてわれわれはやはりここで審議する義務があるので聞いておるのですよ。つくった本人が知らなければここで審議してわかるわけないですよ。違いますか。先ほどからずっと聞いておられます、何らかまかされるようなことをあれこれ言われて、何かごまかされるような気がするのです。だから職員とか研究員とか、そういう身分についてないというの、これはほんとに大きな致命傷だと思つておる。これでは安心してこの中で研究できないんじゃないでしょうか。いつ首切られるかわからぬ、どんな身分にされるかわからぬ、それはまだままとつてない、それで法案を出されたわけですか。

それから次に聞きますが、この研究評議会と役員との関係ですね。これは意思決定機関と執行機関、こういうふうに考えていいわけですか。

○宮崎(仁)政府委員 役員は執行機関でござい

すが、この研究評議会は、言ってみれば、重要事項についての御審議をお願いする機関でござい

○野間委員 ですから聞いておるので、その執行機関と意思決定機関、つまりその評議会は意思決定機関である、普通は法人の場合にはそうなると思

つまり機構の、法人の意思の決定は評議会であつて、それを執行するのは役員である、こういうふう

○宮崎(仁)政府委員 第二十条をごらんいただき

ますとわかりますように、「事業計画その他機構の運営に関する重要事項」を審査していただくわけ

か、そういった重要事項の原案はこの機構でつく

るわけですが、この研究評議会は意思決定機関という

わけではございません。意思はやはりその機構にお

○宮崎(仁)政府委員 形式上は御指摘のとおりで

ございまして、研究評議会というものは、毎度申し

上げておりますように、非常に高い権威を持った

機関として運営をせまいたいと思つておる。こ

で、この御審議の結果に反してこの機構が運

営していくというようなことはあり得ないと思

います。また、内閣総理大臣の認可もあるわけ

でございます。この評議会の御審議の状況とい

理事長等の役員がその具体的な内容の決定の責任をとる、こういうことになるわけですが、しかし研究評議会については、申し上げておきますと、この機構は権威のある形で運営してまいりたいと思っておりますので、その御審議の結果を尊重していただくのは当然のことである、こう考えております。

○野間委員 それは口では言えても、だれでも悪いことは言わぬわけで、少なくともそれを制度的に保証するのが法律で、法律にそういうような拘束するような、つまり権利義務関係がはつきりしていなければいけません。これは機能できる、こういうことを非常に懸念するわけです。これは事実だと思っております。

それから次に聞きたいのは、研究者が第二次大戦中に、これはこの機構の平和性との関係ですが、国民総動員とかということで全部軍事体制の中に組み入れられて戦争に協力させられた、そういうことについて非常に懸念するわけです。つまり軍事的なものに巻き込まれる、そして協力体制がとられる、こういう機構に利用されやせぬか。これは、小坂長官は午前中に防衛庁と警察ですか、これ以外のところは協力をすると、何かそういうことを言われたと思うのですが、自衛隊とかそういう警察関係、これらは一切この機構とは関係ない、これは機密的にもプロジェクトチームであるいはそれにしても、これは一切関係ない、こういうことなのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○小坂国務大臣 防衛庁、警察庁とは関係ございません。

○野間委員 いや、関係ないということではなくて、機構上関係ないということはわかります。私が聞いているのは、その研究テーマですね、プロジェクト、たとえば自衛隊のジェット機とかあるいは戦車とか、いろいろ問題になる場合に、長官、そういうことで、自衛隊とか防衛庁、警察庁とか、そういうところと協力してこの機構としての機能を果たすのかどうかということです。

○小坂国務大臣 第一条の目的に書いてございすが、これは今日の経済社会及び国民生活の諸問題、これを検討し、整備して、そうして「国民の福祉の増進に資する」ということでございまして、ただいまの御心配のような問題は、この目的からして起こらない、かように考えております。

○野間委員 それからも一つ、事業計画書とかいろいろありますが、こういうものを総理大臣の認可ということだけでなしに、国会の審議あるいは承認事項にする、こういうふうにしたらどうかと思うのですが、この点はどうか。

○小坂国務大臣 この点は、この予算をたてば国がどのくらい出資するかという点で御審議をいただいて、全体計画は自主的にこの機構にまかせたらどうかと考えているわけでございます。

○野間委員 いや、この機構そのものが、先ほどから申し上げておるように、民主的な保証がほとんどないので、だからほんとうに国民生活に役に立つようなテーマを選んで、何についてどういう成果をあげてきたかという点について、国会で十分明らかにして、そうして国民にわかるようにする、こういう手だてをとることが、この機構の民主性からいってあるいは機構の公開性からいって非常に大事じゃないかと思うのですけれども、そういうことはどうですか。

○小坂国務大臣 それはいかでございまして、この国からの出資金が年ごとにふえていくわけですが、いま三十億が百五十億、それに重ねて民間百五十億、合計三百億というのを予定しております。毎年そういう予算が出てくるわけですが、したがって、その予算に出すことに関連して、いまのような問題を十分御審議願うということにしたいのだと思いますが、この目的も達成せられるし、この機構の機動的な運営という点でもできると思っております。これはあまりはしの上におろしまでやかましう国会で申しますと、かえって萎縮してしまつていい研究はできないのじゃないか、こういう逆の面もあるわけで、そういう点あれこれ勘案して、

かようにお願いしているわけでございます。

○野間委員 それから、委託費というのか、研究開発費あるいは研究費ですね、こういうものについては、どういう基準でどうなるのかということ、それからこの研究したテーマ、その内容、これはノーハウも含めまして、そういうものは公開をするのかどうか、この点はどうか。これは法文にはありません。

○宮崎(仁)政府委員 研究費等につきましては、事業計画及び予算の段階でそれぞれきめていくというところにならざるを得ないと思っております。こういった新しい型の研究でございますから、それに必要な十分の予算を組んでいく、こういうことに考えてまいりたいと思っております。

それからもう一点は成果の公開の問題でございますが、この第一条の目的から見まして、当然これは公表していくということが原則でございますから、民間の機関から委託を受けたような場合に、例外的にそのノーハウを公開しないということがあり得るかもしれない、こう思っております。

○野間委員 その点、たとえば原子力基本法の自主、民主、公開という点に関連して科技特でも、これは新聞がありますが、問題になっていますね。結果についてはある程度公表はしておりますが、研究過程のデータとかあるいは資料、そういうものが企業の秘密というふうなことで公開されていない。これについて、先日の科技特では、学者がいろいろと論争をしておる。これは御存じだと思つたのですが、これは新聞に出ていすね。たとえば、こういうことまで書いてあります。安全審査の内容が科学技術庁のさん下にある原研にも入ってこず、研究者がほしがって入る手できないのが実情だ。米国で公開している審査内容はマイクロフィルムで日本に入ってきている。しかし、その程度の内容さえない、日本の安全審査では、公表していない。いろいろと、藤本教授とか、意見を言われました。藤本教授に、結果の公表はおそらく否定はできないと思つた。

○野間委員 いまの野間委員の質問に関連して、

ますが、研究の経過の資料、データ、そういうものをやはり公開しなければ、私は公開の原則に反すると思つた。この点について、公開をうたつておる原子力基本法のもとにおいてもいろいろ問題があつて、学者が非常に困つていて、批判しておる。なおさら、このいまの法律には公開の原則というものはうたわれておらないという点から、企業の秘密ということ、これは全部一つのベールにおおわれてしまつて、国民の前に実態が明らかにされない、こういうことになりまして、この機構そのものをいかにつくつたて、やはり企業そのものに利用されるだけだ、こういうことに結果としてなつておると思うのですが、その点どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 原則は先ほどお答えいたしましたとおりでございますが、具体的には業務方法書においてそういった点はきめることになるのではないかと思います。ただいまの御指摘の点等も十分頭に置きまして、こういったものについての内容をこれからきめていただくようにしたいと思います。

○野間委員 これで終わりますけれども、いろいろお聞きしましたけれども、結局何かわけのわからないようなことで、この法案の内容、中身そのものもまだ全然煮詰まっていな。しかも、自主、民主あるいは公開、そういう点からしても、非常にずさんな、不十分なものだ。しかも、企業あるいは財界サイドでこういうものが進められる危険性というものは十分考えられる。特に、最高頭脳である学術会議が全く考慮されていないということについて、私は、この法案については非常に疑問だと思つた。ですから、特に私が強調したいのは、自主、民主、公開、特にこれに関連して学術会議に諮問して十分意見を聞いて、そしてこの法案を整備すべきである。現状のままであれば、私はどうも納得できない、こういうふうにするのです。

○板川委員 いまの野間委員の質問に関連して、

先ほど私が質問したときと若干ニュアンスの違う答弁をしておられて、ちょっと落ちないので、その一点だけ。

この職員ですが、先ほど事務職員ということで、五年後に三百億になった場合に二十人ないし二十二、三人、こういうような答弁があったのです。いま質疑の過程で、常勤の者は当然職員の中に入るんだ、非常勤も入るんだ、こう言うのですね。

ただ、われわれがここで問題にするのは、職員となつた場合には、刑法の罰則とその他の罰則の適用を公務員として受けるということになるのです。公務員と同じような罰則を受けるということによって、自由な研究者の参加、活動が当初よりかえって窮屈になってくるのではないか。大臣が言っていることと逆になるのではないだろうか。そうすると、ここでいう職員というのは、やはりそういう補助者、事務者、研究者を助ける者に限つて規定をして、研究者というのはこの職員ではないということにして、研究者の項目についてはこの中に適当なあれがないのですが、たとえば、十五条に定款記載事項がありますが、七号に「業務及びその執行に関する事項」、こういうふう

にあります。この業務執行に関する事項というふうな項目や、あるいはたとえば就業規則的な基準を設ける中に、研究者の処遇というものを明らかにしたらいんじゃないだろうかという感じがするのです。研究者というのは、実は非常勤であらうが、この中で最大の人数を占めるべきなんです。非常勤のものが大部分でしうけれどもね。それまで職員と見ていくのは多少問題があるんじゃないですか。この点どういうふうに解釈をされておるのですか。

もう一つは、刑法の罰則その他の罰則というものの内容をもう一べんひとつ説明しておいてください。どういう罰則を受けるのか。

○宮崎(仁)政府委員 後段の点は参事官から補足をしてもありますが、やはり先ほど野間先生の御指摘もございましたが、機構において仕事をしておる研究者の方々が身分の点でどうなるかというこ

とを明確にするためにも、機構の仕事に向向をしてそうして仕事をしていただいている間は、やはり職員としていろいろの身分保証その他の点も考えていくということは必要であらう、こういうことで二十一条の規定が考えられておるということに理解をいたしております。

○板川委員 非常勤はどうですか。

○宮崎(仁)政府委員 非常勤の方々は、したがつてまた、その非常勤職員としての形でやはり職員に考えられておる、こういうことでございます。それから二十二条の、刑法その他の罰則の適用についてということは、これは例文でございすが、この内容はちよつと参事官からお答えいたします。

○喜多村説明員 刑法その他の罰則の適用でございすが、その中身といたしましては、これはいま局長から申し上げました例文でございすが、どの機構、組織についても共通でございすが、刑法上の公務執行妨害、それから職務強要、それから虚偽公文書作成、収賄罪等々でございす。

○板川委員 秘密漏洩はどうですか。

○喜多村説明員 秘密のものはございせん。秘密に関するものは入っておりません。

○板川委員 公務員は職務上得た知識を他に漏らしてはならない。こういうものの適用はないのですか。

○喜多村説明員 ございせん。秘密漏洩はございせん。

○板川委員 いずれにしても、どうも研究者の規定というのが不十分な感じがいたしますが、これはひとつ次の審議の機会までに検討しておいてください。

以上で終わります。

○浦野委員長 次回は、明後六月一日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

昭和四十八年六月五日印刷

昭和四十八年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W

商工委員會議録第二十二号中正誤

ページ 段行 誤 正

一 三 末七 経済会 経済界

二 一 三 あるいは あるいは

二 三 三 ございまして ございまして

二 四 三 〇喜田村説明員 〇喜多村説明員

二 一 二 問問 問題

同 第二十三号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 四 末三 債入れ金 債入れ金

六 四 三 問題の 問題を

八 二 末四 推進役 推進役

九 二 末八 当無 当然

二 三 末八 こういった こういった